

羽曳野市 男女共同参画推進プラン

- 第2期 はびきのピーチプラン -

平成 19 (2007) 年 3 月

羽 曳 野 市

はじめに

本市では、平成 8（1996）年に男女がいきいきと輝けるまちづくりをめざして、「羽曳野市女性行動計画はびきのピーチプラン」を策定し、この計画に基づく諸施策について取り組みを進め、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、近年、雇用・就労環境の悪化、少子・高齢化の進行や家族形態の多様化、地域社会の希薄化など、社会を取り巻く情勢が大きく変わってきており、このような変化の中にあって、すべての人々が安心して暮らすことができる豊かな社会をつくるためには、男女がお互いの多様な生き方を認め合い、責任を分かち合いながら、性別にとらわれることなく、自分らしくのびのびと生きることができるとする社会を実現させることが必要であり、そのための施策を推進することが急務であると考えます。

そこで、平成 17（2005）年度末に計画期間が終了したことを受け、社会経済情勢の変化や市民意識調査等で浮かび上がった新たな課題を踏まえ、また本市の人権条例の目的である、すべての差別をなくし、人権が尊重され、誇りある希望にあふれた、豊かな人権文化のまちの実現を目指して「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第 2 期はびきのピーチプラン」を策定しました。

男女共同参画社会を実現するためには、行政の取り組みだけでなく、市民や事業所、各種団体等の皆様とのパートナーシップの形成が不可欠となります。

今後は、本市における男女共同参画に関する条例の制定も視野に入れながら、皆様とのパートナーシップにより、本プランの着実な推進を図っていきたいと考えます。

平成 19（2007）年 3 月

羽 曳 野 市

目 次

第1章 プラン策定の背景	1
1. 世界の動向	1
2. 国の動向	1
3. 大阪府の動向	2
4. 羽曳野市の動向	2
第2章 プランの基本的な考え方	4
第3章 プランの概要	6
1. プランの位置づけ	6
2. プランの期間	6
3. プランの進め方	6
4. プランの体系	8
第4章 プランの内容	10
基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり	10
基本課題1 男女共同参画に向けた慣行等の見直しと広報・啓発活動の展開	10
基本課題2 男女共同参画に向けた教育・学習の充実	14
基本課題3 男女間のあらゆる暴力の根絶	18
基本課題4 メディアにおける人権の尊重	22
基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進	25
基本課題1 政策・方針決定の場への参画の推進	25
基本課題2 働く場での男女共同参画の推進	29
基本課題3 家庭生活での男女共同参画の推進	36
基本課題4 地域社会での男女共同参画の推進	42
基本目標C すべての男女が安心して暮らせる社会づくり	44
基本課題1 生涯にわたる健康の保持・増進	44
基本課題2 年齢・障害の有無にかかわらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくり	48
基本課題3 国際社会への参加・交流	52

第5章 プランの効果的な推進に向けて	54
1．庁内における推進体制の整備	54
2．市民とのパートナーシップの形成	54
3．国、大阪府、関連機関との連携	54
用語解説	56
資料編	63
1．羽曳野市男女共同参画推進プラン策定経過	63
2．女子差別撤廃条約	64
3．男女共同参画社会基本法	74
4．男女共同参画に関するあゆみ	81
5．羽曳野市男女共同参画推進本部設置要綱	83

第1章 プラン策定の背景

1. 世界の動向

国際連合は、昭和50(1975)年を「国際婦人年」とし、それに続く10年を「国際婦人の10年」と定めました。これを契機として各国で、女性の地位向上をめざす取り組みが進められました。

昭和55(1980)年には、コペンハーゲンで開かれた世界女性会議において、「女子差別撤廃条約」に日本を含む57カ国が署名をし、各国で批准に向けた国内法などの整備が行われました。

昭和60(1985)年のナイロビでの世界会議において10年間の評価を行い、成果をさらに継続させるための「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7(1995)年には、北京で開かれた世界女性会議において、「ナイロビ将来戦略」の見直しと重大問題領域における女性のエンパワーメントについての課題として「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。さらに、平成12(2000)年にニューヨークで開かれた国連特別総会「女性2000年会議」では、夫・恋人等からの暴力に関する立法や適切な仕組みの強化等、女性に対する暴力に関する多くの取り組みが提案されました。

2. 国の動向

国においては、昭和52(1977)年に初の「国内行動計画」が策定され、以後、国際連合を中心とした国際的な動きを受けて、男女間の差別撤廃に向けた取り組みが進められてきました。そして、昭和60(1985)年に「女子差別撤廃条約」、平成7(1995)年に「家庭的責任を有する労働者条約(ILO156号条約)」が批准されました。

平成11(1999)年には、男女共同参画社会の実現をわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進していくことを目的とした「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

平成12(2000)年には、「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17(2005)年、国内外の様々な状況の変化に伴い、これまでの男女共同参画に関する取り組みを評価・総括し、「男女共同参画計画(第2次)」が策定されました。

3 . 大阪府の動向

大阪府においては、昭和56（1981）年に第1期行動計画「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」の策定をはじめとして、昭和61（1986）年には「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画 - 21世紀をめざす大阪府女性プラン」、平成3（1991）年には「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画 - 女と男のジャンプ・プラン」が策定され、男女共同参画を推進するための施策が進められました。

また、平成11（1999）年に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」に基づいて、平成13（2001）年には「おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。さらに、平成14（2002）年には、男女共同参画の推進に関し、基本理念や府、府民、事業者の責務を定めた「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

4 . 羽曳野市の動向

本市においては、世界や国、大阪府の動向に合わせて、まず、昭和63（1988）年に、市役所内部の庁内体制として、羽曳野市女性対策連絡会議を設置し、女性政策の取り組みを始めました。その後、平成元（1989）年には、企画財政部企画課に女性政策係を設置し、行政組織としての取り組みに着手しました。

平成6（1994）年には、女性問題に対する市民意識の実態を把握するために「市民意識調査」を行うとともに、平成7（1995）年には関係団体から女性政策に関する意見を求めるために「はびきの女性プラン策定にともなう公聴会」を開催し、本市における女性施策の現状と今後の方向性を検討しました。平成8（1996）年、「羽曳野市女性行動計画はびきのピーチプラン」を策定し、「ともにつくる共同参画社会」「男女平等実現への意識改革」「ライフステージにそった社会環境の整備」を大きな柱として、男女共同参画社会を実現するための取り組みを行いました。

「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」は、平成17（2005）年度末に10年間の計画年度が終了しましたが、この間、男女平等意識改革への啓発や男女共生教育の推進、女性の自立を支援するための制度やサービスの充実など、本市の男女共同参画への取り組みは一定の成果をあげてきました。

しかしながら、平成18（2006）年に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、市民意識調査）によると、「全体としての男女の地位」について「平等である」と感じる人の割合は、女性9.1%、男性22.6%と男女間に大きな認識の違いがあることがわかりました。また、大阪府による「男女共同参画に関する府

民意識調査」(平成16(2004)年)の結果(女性11.6%、男性22.4%)や、内閣府による「世論調査」(平成16(2004)年)の結果(女性14.9%、男性26.1%)と比較してみると、本市の男女間の認識のひらきが大きいことと、平等であると感じている女性の比率が少ないことがわかります。

長期にわたる経済の低迷とそれともなう雇用・就労環境の悪化、インターネットの普及などによる情報化の進展、少子・高齢化の進行や家族形態の多様化、地域社会の希薄化など、社会を取り巻く情勢が大きく変わってきています。さらに、ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント、児童虐待など暴力に関する社会問題は年々深刻なものになっており、子育てや介護問題についても将来への不安が増大しています。

本市では、これら多岐にわたる分野の問題を、男女共同参画の視点で、継続的・横断的に取り組むため、羽曳野市男女共同参画推進本部を平成18(2006)年に設置するとともに、市民の男女共同参画に関する意識やニーズを的確に把握し、新たなプラン策定のための基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

また、平成19(2007)年には、羽曳野市男女共同参画推進懇話会(以下、懇話会)に「羽曳野市男女共同参画プランの策定にあたっての提言」を求めました。これらの意識調査や提言を踏まえ、新たなプラン策定にむけ、羽曳野市男女共同参画推進本部で審査の場を持ちました。さらに、プランの素案を市広報紙やホームページ上で公開し、広く市民の方々よりパブリックコメントを求め、プランを策定しました。

第2章 プランの基本的な考え方

「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会を『男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』と定義し、その男女共同参画社会を形成していくための5本の柱として、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を掲げています。

この5本の柱の内容を推進していく上で、社会を構成するあらゆる人々の男女共同参画社会についての意識変革や意識醸成が大きな鍵となります。

また、働く場や家庭のみならずあらゆる分野において、既存の男性中心に体系化された社会システムの中で単に決定段階に「参加」(形式的、受動的にかかわる)するのではなく、「参画」(積極的、能動的にかかわる)することにより、男女がともに個性と能力を十分に発揮していくことが重要であると考えます。さらに、性別はもとより年齢や障害の有無、国籍などにかかわらずすべての人々が安心して暮らすことができる社会づくりも、男女共同参画社会の実現には不可欠な要素と言えます。

「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」策定から10年が経過し、男女共同参画に関する動きや社会情勢等も大きく変化している中、新たなプランの策定にあたっては、国や大阪府の動き、男女共同参画に関する今日的な諸問題や課題を踏まえつつ、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や関連施策等の状況などを反映したうえで、以下の項目を基本目標として掲げました。

- 『男女共同参画に向けた意識づくり』
- 『あらゆる分野での男女共同参画の推進』
- 『すべての男女が安心して暮らせる社会づくり』

男女共同参画に向けた意識づくり

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに多様な生き方を認め合い、協力して活力ある社会を形成するために、男女共同参画社会について、正しい理解が得られるような継続的かつ有効な意識づくりを進めるとともに、男女共同参画に関する無関心や間違った認識を改めていかななくてはなりません。

また、ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント などについても、それらが暴力であり、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、「暴力を許さない」「暴力を潜在化させない」という意識を高め、具体的な対策を進めます。

あらゆる分野での男女共同参画の推進

働く場での男女の平等感の大きな格差や、家庭生活（子育てや介護など）において女性が大きな負担を強いられている現状などからも、働く場や家庭生活、地域社会などあらゆる分野において、男女の対等な参画を進める必要があります。

そのためにも、男女が互いの個性と能力を十分に発揮できるような社会的条件の整備や環境づくりを進めるとともに、女性はもとより男性に対するエンパワメント の支援を進めます。

すべての男女が安心して暮らせる社会づくり

雇用・就労環境の悪化、少子・高齢化の進行や家族形態の多様化、地域社会の希薄化、高度な情報通信サービスやグローバル化の進展など、社会を取り巻く情勢が大きく変わってきている中、男女共同参画社会の実現に向けて、性別はもとより年齢や障害の有無、国籍などにかかわらずすべての人々が安心して暮らすことができる社会づくりが必要となります。

男女が互いの性とともに理解し、尊重し合う意識を育て、生涯にわたる健康支援を行うとともに、すべての男女が安心して暮らせる環境づくりをソフトとハードの両面から進めます。

第3章 プランの概要

1. プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画基本法 第14条第3項に基づいて、本市において男女共同参画社会を実現するため、行政はもとより、市民や事業者、各種団体などの取り組みの指針として策定するものです。また、平成17(2005)年度で終了した「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」を継承し、国、大阪府の計画や、「第5次羽曳野市総合基本計画」をはじめとする本市の諸計画と整合性を図りながら推進します。

2. プランの期間

本プランの期間は10年間とし、平成19(2007)年度を初年度、平成28(2016)年度を目標年次とします。

なお、施策の成果や社会経済情勢の変化、新たな国の施策などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

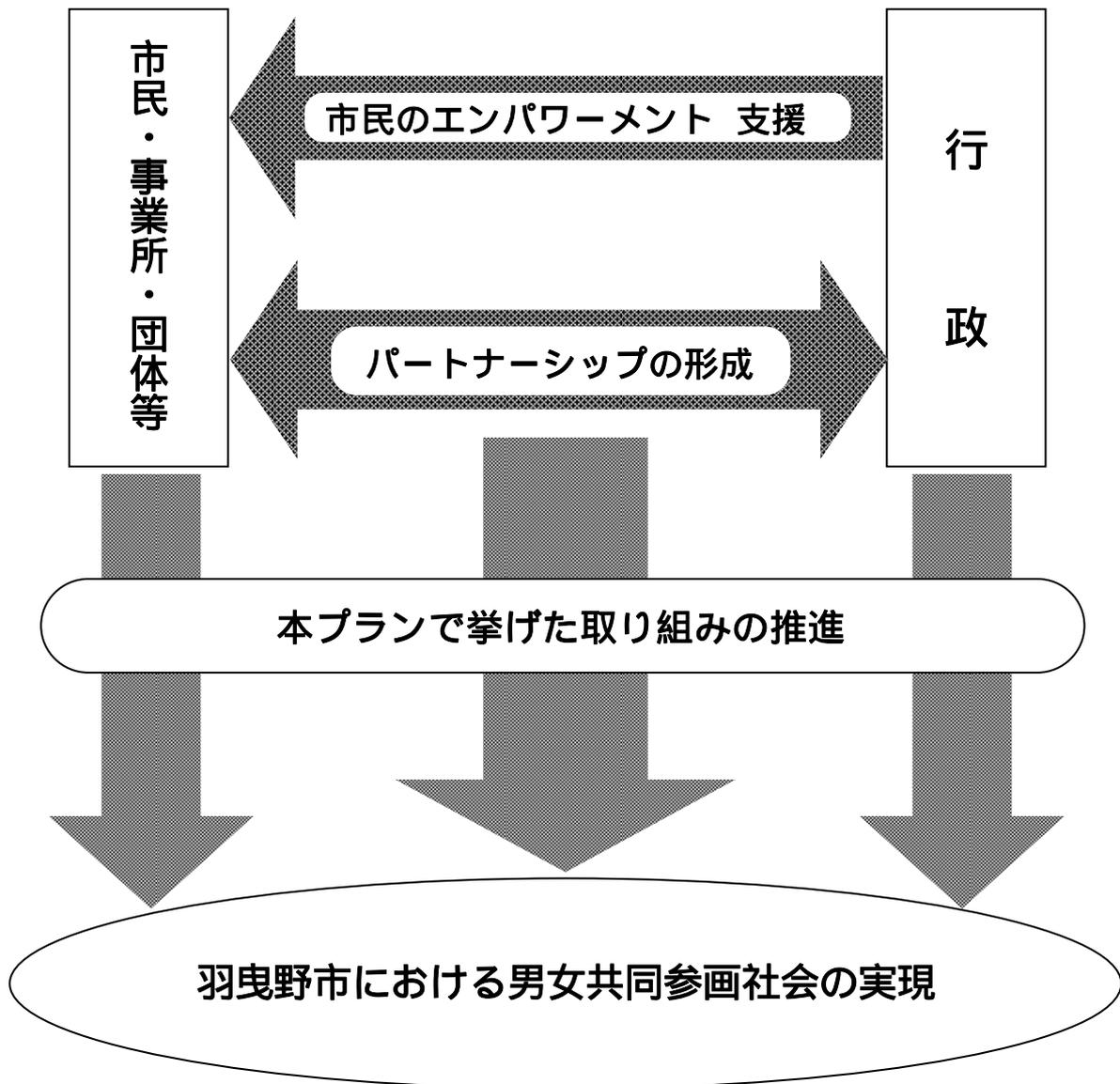
3. プランの進め方

男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みだけでは達成できるものではありません。とりわけ、市民一人ひとりが男女共同参画に理解を深め、事業所や地域団体、NPOなど地域の様々な主体が、それぞれの役割を担いながら、連携して取り組むことが、男女共同参画社会を実現するための大きな推進力となります。

よって、本プランでは、行政の取り組みだけでなく、市民や事業所などの自主的な取り組みについても併せて示しています。

今後は、すべての市民のエンパワーメントの支援を進めることで、市民をはじめ事業所など地域の様々な主体と行政がパートナーシップを形成し、本プランで挙げる取り組みを推進していきます。

男女共同参画の推進イメージ



4. プランの体系

基本目標

基本課題

施策の方向

A 『男女共同参画に向けた意識づくり』

基本課題 1

男女共同参画に向けた
慣行等の見直しと
広報・啓発活動の展開

- (1) 男女共同参画のための広報・啓発の推進
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

基本課題 2

男女共同参画に向けた
教育・学習の充実

- (1) 学校教育における男女平等の推進
- (2) 生涯学習における男女平等の推進
- (3) 職員の研修の充実

基本課題 3

男女間のあらゆる暴力の根絶

- (1) 暴力の予防と根絶のための意識づくり
- (2) あらゆる暴力への対策の推進

基本課題 4

メディアにおける人権の尊重

- (1) 人権を尊重した表現の推進
- (2) メディア・リテラシーの向上

B 『あらゆる分野での
男女共同参画の推進』

基本課題 1

政策・方針決定の場への
参画の推進

- (1) 審議会等への女性の積極登用と女性職員の職域拡大の確保
- (2) 企業や団体等での女性の登用の啓発
- (3) 女性のエンパワーメント

基本課題 2

働く場での
男女共同参画の推進

- (1) 労働条件向上のための啓発の促進
- (2) 就労環境の整備と支援
- (3) 職業能力の開発・向上
- (4) 多様な就労形態への支援

基本目標

基本課題

施策の方向

B 「あらゆる分野での男女共同参画の推進」

基本課題 3

家庭生活での男女共同参画の推進

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 介護支援の充実
- (3) 男性の家庭生活への参画促進

基本課題 4

地域社会での男女共同参画の推進

- (1) 地域社会での男女平等意識の醸成と地域活動への参画促進

C 「すべての男女が安心して暮らせる社会づくり」

基本課題 1

生涯にわたる健康の保持・増進

- (1) 性に関する情報提供と性教育の推進
- (2) ライフステージに応じた健康づくりの推進

基本課題 2

年齢・障害の有無にかかわらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくり

- (1) 高齢者や障害者などの福祉・就労の充実
- (2) すべての人にやさしいまちづくり

基本課題 3

国際社会への参加・交流

- (1) 国際交流・協力への女性の参加促進

第4章 プランの内容

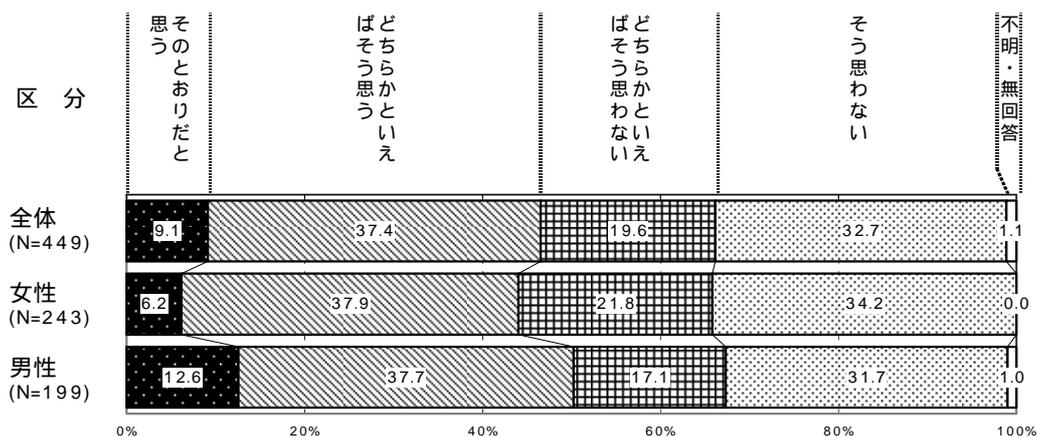
基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり

基本課題1 男女共同参画に向けた慣行等の見直しと広報・啓発活動の展開

現状と課題

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識 について、肯定する人（「そのとおりだと思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答した人）は46.5%（女性では44.1%、男性では50.3%）、否定する人（「そう思わない」もしくは「どちらかといえばそう思わない」と回答した人）は52.3%（女性では56.0%、男性では48.8%）となっています。特に、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識 について、「そのとおりだと思う」人は、女性は6.2%ですが、男性は約2倍の12.6%となっており、男性は女性より性別役割分担意識 が強い傾向にあることがうかがえます。

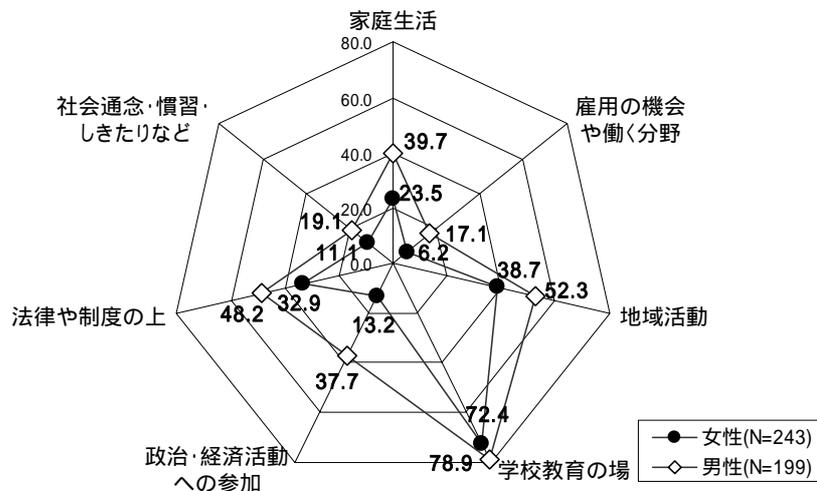
図：「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成18年）

また、各分野における男女の平等感について市民意識調査結果をみると、「平等である」と感じる人の割合は、全ての分野において男性の割合が女性を上回っており、一般的に男性において強いとされる性別役割分担意識 が、男女間での平等感の格差を生んでいると考えられます。

図：各分野で「平等である」と感じる人の割合（性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(羽曳野市 平成18年)

懇話会では、「男女共同参画の取り組みは市民には十分浸透していない」、「男女共同参画に関する意識や認知度も性別や年代、地域により大きな差が生まれている」という意見も多く挙がっており、性別役割分担意識 や、男女共同参画に関する無関心や間違った認識が、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因となっています。

今後は、男女共同参画社会について、正しい理解が得られるような継続的かつ有効な啓発活動を実施していく必要があります。特に、男性が女性に比べて性別役割分担意識 が強いことや、市民意識調査において、今後の取り組みとして「男女平等について男性の理解や協力が進むこと」を希望する市民が多数いることから、男性の意識変革が重要な鍵となります。また、男女共同参画に関する現状把握をするための意識調査や情報収集などを継続的に実施することで、各施策に活用し、広く市民に情報提供するとともに、市民の意識を高めていく取り組みが必要となります。

基本方針

男女共同参画に向けた慣行等の見直しや、広報・啓発活動を展開するとともに、行政をはじめ市民、事業者など様々な主体が「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを進めていきます。

行政の取り組み

市の広報紙やホームページ、啓発冊子「きらりHABIKINO」、講演会やフォーラム、研修会などのイベントをはじめ多様な媒体や機会を通じた、具体的かつ継続的な広報・啓発活動を展開します。また、男女共同参画社会の実現に向けて、より効果的な施策・事業を進めるため、男女共同参画に関する情報の収集や整備に努めるとともに、市民への情報提供を推進します。

施策の方向（１） 男女共同参画のための広報・啓発の推進

施策の内容・方向性	担当課
男女共同参画について市民の理解を深め、性別役割分担意識を払拭するため、市の広報紙やホームページなど様々な媒体を通じた情報提供や、啓発冊子「きらりHABIKINO」の充実を図ります。	秘書課 人権推進課
男女共同参画に関するパンフレットやビデオなどの資料や教材の充実を図るとともに、図書館や関係各課で資料や教材の貸し出しを行い、積極的な情報提供を進めます。	人権推進課 図書館課 市民大学 関係各課
女性の自立や男女共同参画に関する講演会やフォーラム等の実施を通じて、市民の男女平等意識の変革を図ります。また、男性向けのクッキング教室など、男性の視野を広げ結果的に意識改革を図るための男女共生セミナーを開催します。	人権推進課

施策の方向（２） 男女共同参画に関する情報収集・整備・提供

施策の内容・方向性	担当課
男女共同参画に関する市民などの意識・行動について、現状把握のためのアンケート調査などを定期的実施し、その結果を施策推進の基礎資料とするとともに、市の広報紙やホームページ、啓発冊子「きらりHABIKINO」など様々な媒体を通じた情報発信に努めます。	人権推進課
行政内部において、男女共同参画に関する情報発信を行うとともに、関係各課間での情報共有に努めます。	人権推進課 関係各課
国や大阪府、関係機関などと情報交換を活発に行い、男女共同参画に関する情報の収集や整備を図り、情報の提供のための体制づくりに努めます。	人権推進課 関係各課

市民や事業所に期待される取り組み

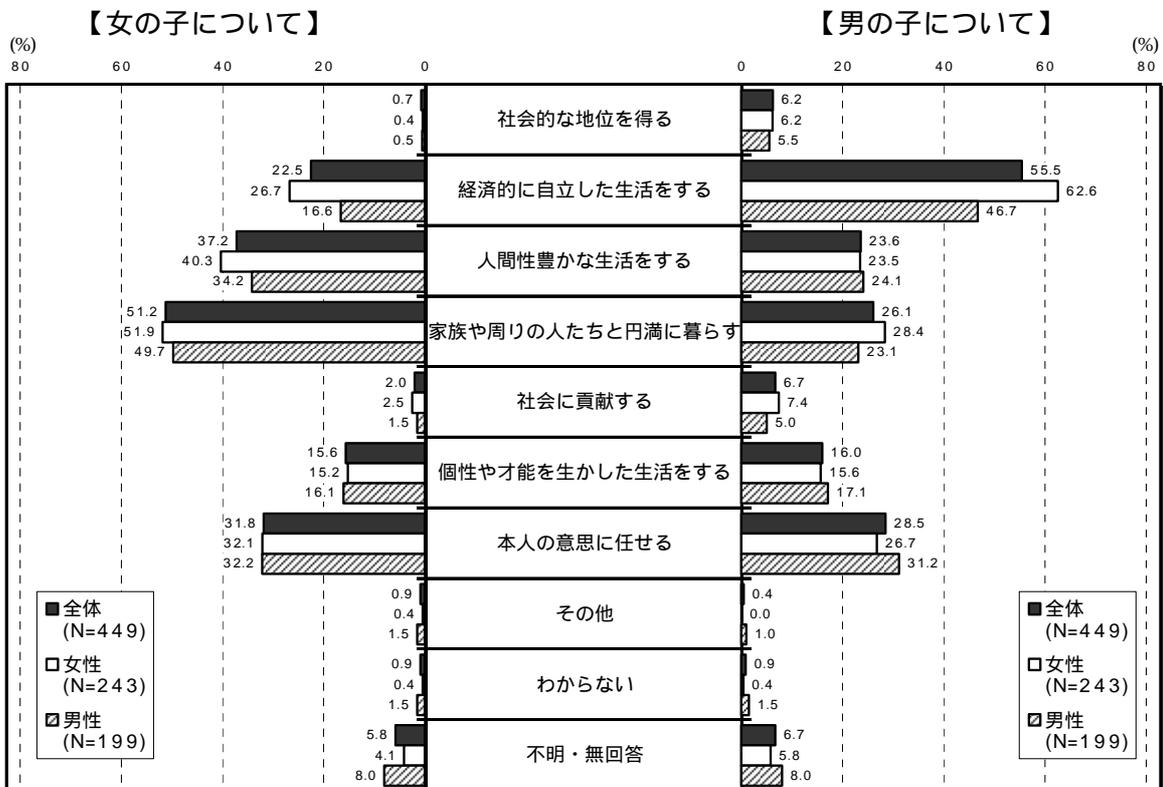
- ・身近な生活の中での性別役割分担意識を見直すため、男女に不平等な習慣やしきたりがないかをチェックし、改善策を考えてみましょう
- ・男女共同参画に関する講演会やフォーラムなどのイベントに、積極的に参加、参画しましょう
- ・市の広報紙やホームページ上の男女共同参画に関する情報や啓発冊子を積極的に利用、活用しましょう
- ・行政や関連機関等が提供する情報を積極的に利用、活用しましょう
- ・行政や関連機関等と男女共同参画に関する情報交換をしましょう

基本課題2 男女共同参画に向けた教育・学習の充実

現状と課題

市民意識調査では、希望する子どもの将来像について、女の子に対しては「家族や周りの人たちと円満に暮らす」の割合が、また男の子に対しては「経済的に自立した生活をする」の割合が高くなっており、希望する子どもの将来像にジェンダーの影響が見られ、家庭において、親から子どもへ潜在的に「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識が植え付けられていることがうかがえます。

図：希望する子どもの将来像（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(羽曳野市 平成18年)

また、市民意識調査では「学校教育の場」での男女の平等感は、他の分野と比べて大変高くなっていますが、懇話会では、「進学や就職などの進路の節目に、性別による格差が現れる傾向にある」という指摘もありました。

次代を担う子どもに対する性別役割分担意識の解消と、人権の尊重や男女平等に関する教育は、男女共同参画社会を実現するためには極めて重要な意味を持つものです。

今後は、固定的な性別役割分担意識 を助長し、植え付けることがないように、学校はもとより、保育園や幼稚園など早い時期からの人権の尊重や男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについて、指導していく必要があります。

また、男女共同参画推進についての学習機会の提供や、それらの内容の充実に努め、あらゆる世代の市民に対して、男女平等の視点に立った生涯学習を推進していかなくてはなりません。

さらに、学校教育や生涯学習による男女共同参画に関する意識づくりとともに、個々の家庭においても男女共生教育に取り組む必要があります。

基本方針

男女共同参画に向けて男女平等の視点に立った学校教育、生涯学習の環境の充実を図るとともに、市民一人ひとりや個々の家庭が男女共生教育に積極的に取り組む社会を目指します。

行政の取り組み

保育園や幼稚園での就学前教育から学校教育において、次代を担う子どもに対して、人権尊重や男女平等の意識づくりを進めるとともに、市民大学や陵南の森公民館、青少年児童センターを中心に、大学やNPOなどと連携して、あらゆる世代の市民に対して、男女平等に関する学習の機会を提供します。また、「親学習」などの活用や、学校教育や生涯学習との連携により家庭における男女共生教育の推進に努めます。

施策の方向（１） 学校教育における男女平等の推進

施策の内容・方向性	担当課
固定的な性別による役割分担意識等を助長することがないように教育活動の点検に努めるとともに、教育活動内における男女共生の視点を育むため、男女混合名簿の実施や、男女による色の指定の廃止、男女共通の体操服の使用などの取り組みを進めます。	学校教育課
男女共同参画の視点に立って、児童や生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てるとともに、自分自身の将来を展望できる力をつけるためのキャリア教育を推進します。	学校教育課
保育園、幼稚園、小・中学校における人権の尊重や男女平等などの重要性について、児童・生徒に指導し、PTA等には「親学習」を実施します。	こども財産課 学校教育課
小・中学校における男女共生教育や、男女平等の視点に立った生涯教育に対して、男女共同参画に関する情報提供などの支援を行います。	人権推進課

施策の方向（２）生涯学習における男女平等の推進

施策の内容・方向性	担当課
市民大学の講座や、講座の中の一部講義で、子育て、健康、食生活、家族など様々な視点から、女性がそのライフステージでかわるテーマを取り上げ、男女共同参画推進についての学習機会を提供します。	市民大学 陵南の森公民館 青少年児童センター
男女共生教育に関する公演会や講習会の開催や、地域社会における男女平等の推進、家庭教育の向上などに寄与することを目的とし、各種団体を支援します。	社会教育課 関係各課
親として子どもへの対応の仕方などのノウハウを会得する「親学習」などを活用し、家庭における男女共生教育の推進に努めます。	社会教育課

施策の方向（３） 職員の研修の充実

施策の内容・方向性	担当課
行政職員が男女共同参画について正しい理解と認識を深めるとともに、市民のモデルとなるように、男女共同参画に関する職員研修を実施するとともに、各種研修への職員の参加を図ります。	人事課
教職員の人権感覚の育成のために人権教育研修を実施し、教職員の資質向上を図るとともに、固定的な性別による役割分担意識等を助長することがないように、また、教育活動内における男女共生の視点を育むための教職員研修を実施します。	学校教育課
職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する研修や、教職員のためのセクシュアル・ハラスメント防止のための研修会を実施します。	人事課 学校教育課 人権推進課

市民や事業所に期待される取り組み

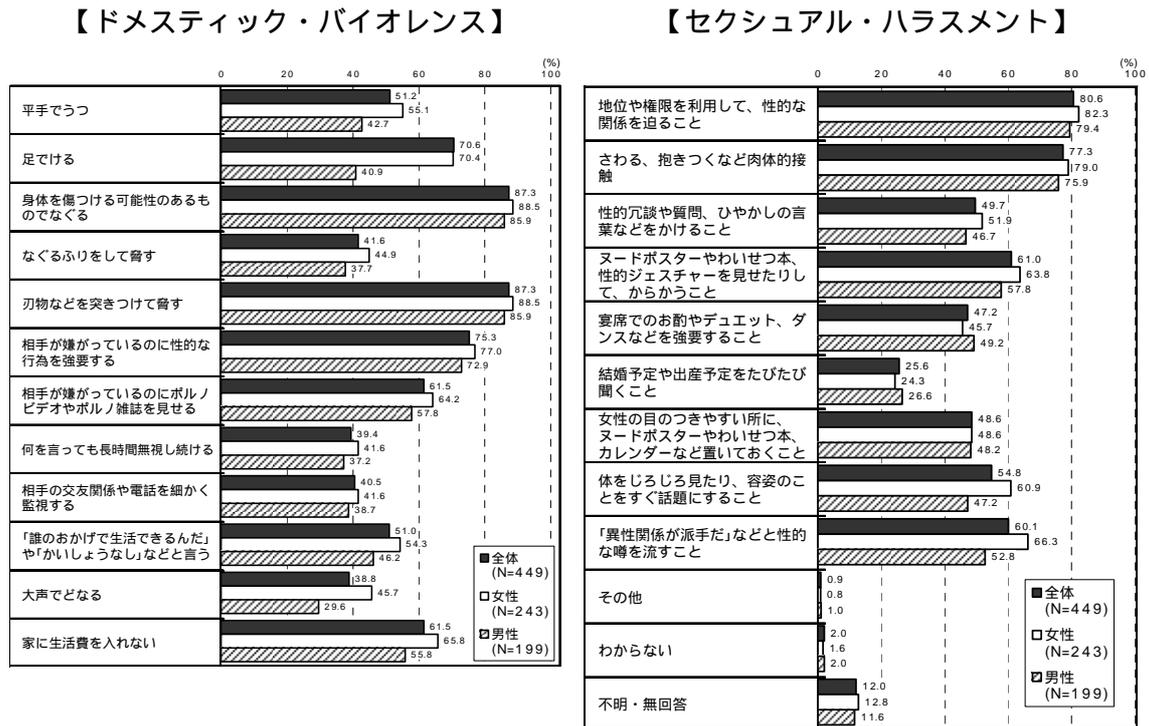
- ・ 保育園、幼稚園、小・中学校における男女共生教育に理解を深め、一緒に進めましょう
- ・ 家庭では、性別役割分担意識にとらわれず、子どもの個性を伸ばす教育を心がけましょう
- ・ 家庭では、家族みんなで家事をしましょう
- ・ 親学習などの取り組みを利用、活用しましょう
- ・ 男女共同参画に関する講座などの学習機会を積極的に利用、活用しましょう

基本課題3 男女間のあらゆる暴力の根絶

現状と課題

市民意識調査では、ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント の認識状況を見ると、女性に比べて男性の認識が低い傾向になっています。

図：暴力の認知状況（全体・性別）



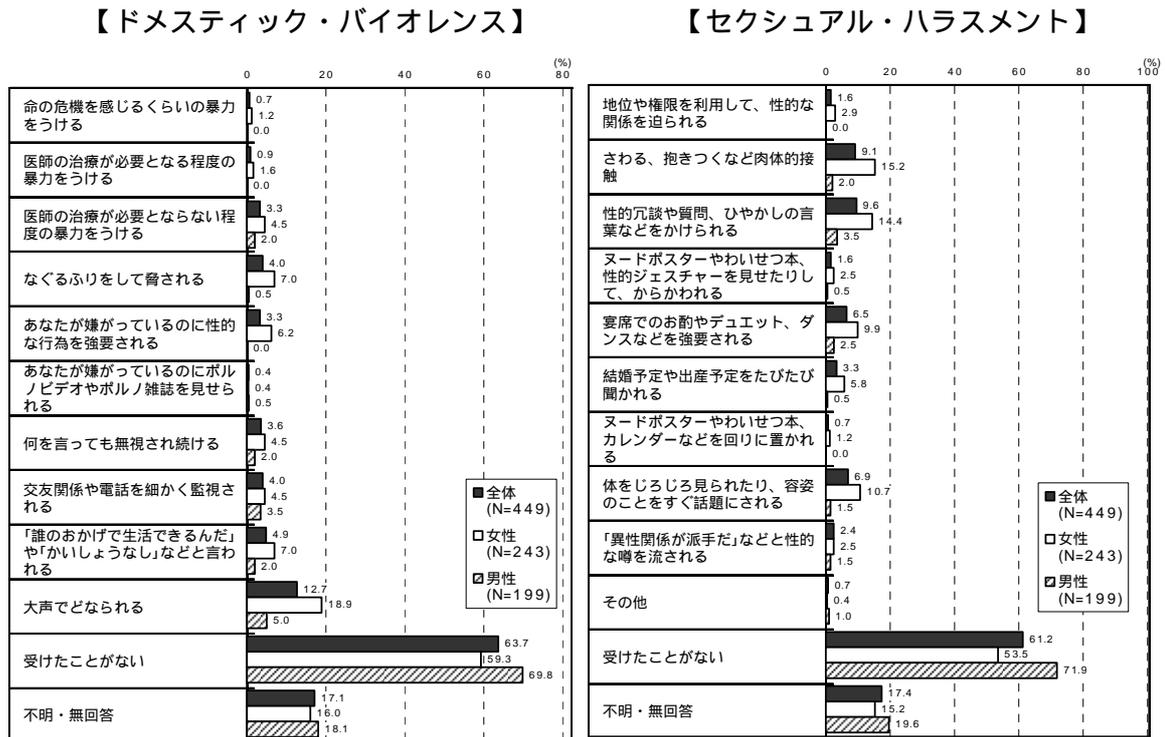
資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(羽曳野市 平成18年)

また、被害状況については、ドメスティック・バイオレンス については、女性の4人に1人、セクシュアル・ハラスメント については、女性の3人に1人が被害者となっており、女性の被害経験が多いことがわかります。(被害経験の割合については、「受けたことがない」「不明・無回答」を除く項目に1つでも をつけた人の割合)

さらに、それらの暴力が個人的問題や家庭内の問題としてとらえられ、被害が潜在化しています。

男女間のあらゆる暴力については、性別役割分担意識 や潜在的な女性差別に根ざした構造的な問題が背景となっている場合があり、男女共同参画社会の実現にとっても緊急かつ重要な課題となっています。

図：暴力の被害状況（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成18年）

今後は、ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント はもとより、ストーカー、性犯罪、児童や高齢者に対する虐待などのあらゆる暴力を根絶するため、それらが暴力であるということの社会的認知の徹底が課題となります。

さらに、暴力は犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、「暴力を許さない」「暴力を潜在化させない」という意識を高める必要があり、特に、加害者となることが多い男性の意識向上を図るための啓発や、加害者や被害者をつくらないための暴力の予防教育の導入について、早急に検討する必要があります。

また、実際に様々な暴力が起きている中、上記の様な意識啓発や教育だけでなく、暴力の早期発見、早期対応に向けた具体的な取り組みや、被害者への支援などに努めてはなりません。

基本方針

暴力に関する社会的認知の徹底などの意識づくりや、暴力への対策を推進するとともに、行政をはじめ市民、事業者など様々な主体が「暴力を許さない」「暴力を潜在化させない」などの意識を持ち、あらゆる暴力の根絶を目指します。

行政の取り組み

「あらゆる暴力は人権侵害であり犯罪である」という認識の定着のための意識醸成を図り、あらゆる暴力の根絶に向けて啓発活動や情報提供を実施します。また、それらの暴力の早期発見や早期対応に向けて、暴力に関する相談体制や被害者への支援体制の整備に努めます。

施策の方向（１）暴力の予防と根絶のための意識づくり

施策の内容・方向性	担当課
ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント はもとより、ストーカーや性犯罪、児童や高齢者に対する虐待などが、「人権を侵害する暴力である」という社会的認知を徹底するための啓発活動を展開します。	人権推進課
「DV 防止法 」「ストーカー規制法 」「児童虐待防止法 」などの法律に関する学習の機会を提供し、周知・啓発に努めます。	人権推進課 こども財産課
職場や地域、家庭などにおいて、セクシュアル・ハラスメント に対する認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。	人権推進課 人事課 産業振興課 市民協働ふれあい課
職場におけるセクシュアル・ハラスメント の防止に関する研修や、教職員のためのセクシュアル・ハラスメント 防止のための研修会を実施します。（再掲）	人事課 学校教育課 人権推進課

施策の方向（２）あらゆる暴力への対策の推進

施策の内容・方向性	担当課
ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント などあらゆる暴力に対応できる相談窓口を整備、充実します。	人権推進課 関係各課
庁内はもとより、警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、ドメスティック・バイオレンス をはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施し、加害者の更生に対する取り組みについての検討を進めます。	人権推進課 こども財産課
学校園の教育諸活動における教職員間および児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント の根絶について指導を徹底するとともに、防止に関する相談窓口の周知徹底を図ります。	学校教育課

施策の内容・方向性	担当課
ドメスティック・バイオレンス や児童虐待、高齢者への虐待などの早期発見・早期対応に向けて、市民に対して通告義務や相談窓口の周知徹底を図ります。	人権推進課 こども財産課 高年介護課
要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見および早期対応に努めます。	こども財産課
地域包括支援センターを中核として、高齢者虐待防止ネットワークを構築するとともに、成年後見制度の活用支援を含めた権利擁護の事業を推進していきます。	高年介護課 福祉総務課

市民や事業所に期待される取り組み

- ・暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識を持ちましょう
- ・夫やパートナー等から暴力を受けている女性がいることを知った場合は、すみやかに関係機関に連絡しましょう
- ・児童虐待や高齢者への虐待などを知った場合は、すみやかに関係機関に連絡しましょう
- ・ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント 等の被害を受けた場合は、一人で悩まず、周りの人や相談機関などに相談しましょう
- ・事業所は、職場におけるセクシュアル・ハラスメント に対する認識と理解を深めるための啓発活動を実施するとともに、相談窓口等の設置に努めましょう

基本課題4 メディアにおける人権の尊重

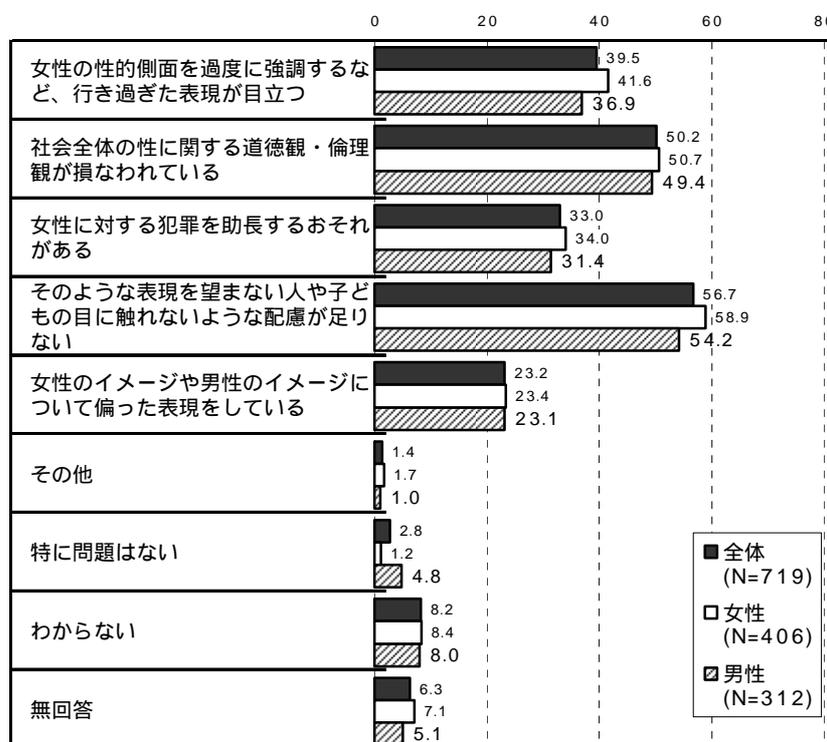
現状と今後の方向性

情報化が進み、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどの様々なメディアによってもたらされる情報が人々の意識や行動、社会規範や文化などに与える影響は大変大きなものとなっています。性別役割分担意識がメディアによって伝達されることは、男女共同参画社会実現の大きな障害となります。

大阪府が平成16(2004)年に実施した「男女共同参画に関する府民意識調査」では、メディアにおける性・暴力表現について、「そのような表現を望まない人や子どもに目につかないような配慮が足りない」や「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」と感じる人が男女とも5割近くを占めています。

また、暴力等の表現を伴う情報によって、青少年の健全な育成が妨げられたり、性犯罪や男女間の暴力、児童虐待などが引き起こされたりする可能性もあります。さらに、インターネット上における偏った性情報の氾濫や、性の商品化など新たな問題も生じています。

図：メディアにおける性・暴力表現について（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する府民意識調査」(大阪府 平成16年)

今後は、メディアにおいて人権を尊重した表現を推進するため、市はもとより事業所や市民団体などあらゆる主体の刊行物や広報活動で、男女共同参画の視点に立った

表現を進めていく必要があります。

また、併せてメディアの利便性や利点について、誰もが等しくその恩恵を受けることが出来るよう、様々なメディアからの情報を読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図っていかなくてはなりません。

基本方針

情報の送り手側はメディアにおける人権の尊重の確保に努め、情報の受け手側はメディアによってもたらされる情報をしっかりと読み解くことができるためにメディア・リテラシーを身につけます。

行政の取り組み

市の広報活動等についてのガイドライン等を作成し、市の刊行物やホームページなどにおいて、男女共同参画にふさわしく、人権を尊重した表現を推進するとともに、あらゆる市民に対して、学校教育や生涯教育を通じてメディア・リテラシーの向上を図ります。

施策の方向（１）人権を尊重した表現の推進

施策の内容・方向性	担当課
市の刊行物やホームページなどにおいて、男女共同参画の視点を踏まえ、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の多様なイメージを率先して表現していきます。	秘書課 人権推進課 関係各課
市の広報活動等について、男女共同参画社会にふさわしい表現を用いるための参考となるガイドラインを作成し、職員への周知・啓発に努めます。	人権推進課

施策の方向（２）メディア・リテラシーの向上

施策の内容・方向性	担当課
子どものメディア・リテラシーを育むために、指導にあたる教職員への研修等の実施や、最新の情報教育環境を整備するとともに、情報化社会における危険性を踏まえて、情報倫理教育を推進します。	学校教育課
生涯教育の場を通して、市民のメディア・リテラシーの向上を図る取り組みを進めます。	市民大学 社会教育課

市民や事業所に期待される取り組み

- ・ 行政の刊行物やホームページ等について、男女の人権尊重や男女共同参画の視点で検証し、必要に応じて発行機関などに意見を述べましょう
- ・ メディア・リテラシー の向上を図る取り組みを積極的に利用、活用しましょう
- ・ 事業所では、刊行物やホームページ等において、男女の人権尊重や男女共同参画の視点に立った表現をしましょう

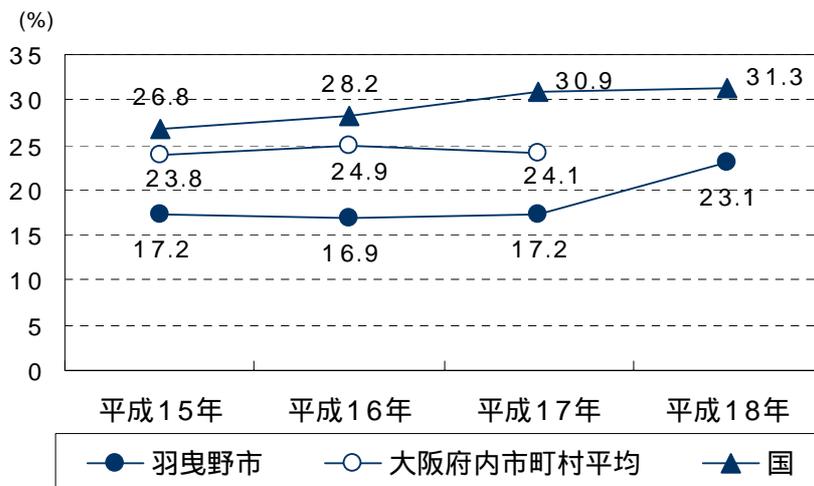
基本目標 B あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本課題 1 政策・方針決定の場への参画の推進

現状と課題

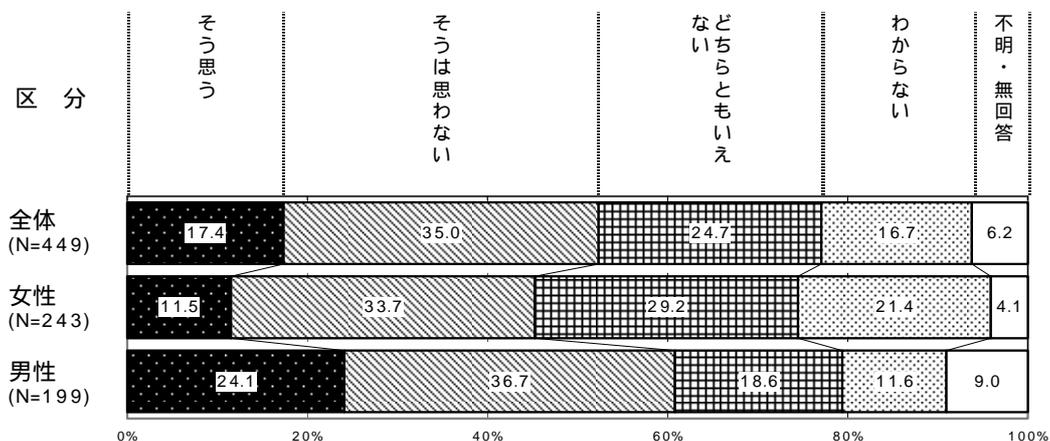
本市における審議会等への女性委員の登用率は、平成 18（2006）年で 23.1% となっており、大阪府内市町村平均や国の登用率と比べると低い状態となっています。

図：審議会等への女性委員の登用率の推移



市民意識調査では、政策・方針決定における女性の意見について見ると、（女性の意見が）反映されていると思う人は 17.4%（女性では 11.5%、男性では 24.1%）に留まっており、政策・方針決定の場に女性の意見が反映されていると感じる人が少ないことがわかります。

図：政策・方針決定において女性の意見が反映されているという考え方について（全体・性別）

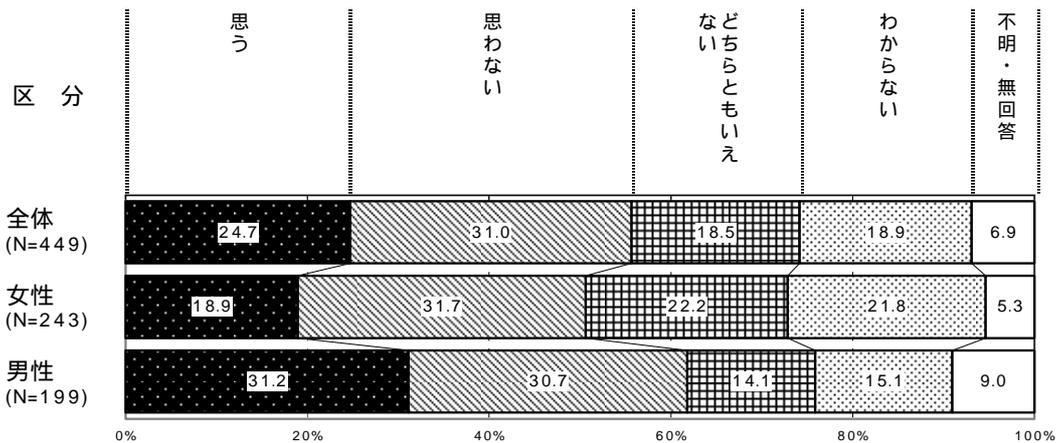


資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）

一方、政策・方針決定への参画意向について見ると、参画したいと思う女性は18.9%、男性は31.2%となっており、女性の参画意向が男性に比べて弱いことがわかります。

しかし、この結果については、単に女性の参画意向が弱いということではなく、既存の男性中心に体系化された社会システムや女性が能力を発揮する機会が不十分な環境により、参画を潜在的に「あきらめている」女性が多くいるという見方もできます。

図：政策・立案・方針決定の場へ参加意向（参加したいと思うか）（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成18年）

また、職場での男女格差について見ると、「管理職への登用」や「昇進・昇給」について「平等である」と感じる人は20%前後と大変低くなっており、働く場においても、女性の登用や意思決定の場への女性の参画が進んでいないことがうかがえます。

男女共同参画社会の実現にあたっては、政策・方針決定過程への女性の参画が重要な課題となっています。

今後は、審議会等への更なる女性登用の推進を図るとともに、女性委員がいない審議会等を解消する必要があります。特に、審議会等への女性登用については、その進捗状況を明らかにするためにも、積極的に目標数値などの設定が重要となります。

また、市役所が企業や市民団体等のモデルとなるように、政策・方針決定過程での男女共同参画を進めるとともに、企業や市民団体等への女性登用などの啓発も進めていかななくてはなりません。

基本方針

行政や事業所、市民団体などあらゆる社会的組織における意思決定の場への女性の参画を進めるとともに、女性自身が参画する能力を身につけるためにエンパワーメントし、政策・方針決定の場に男女がバランスよく参画できる社会を目指します。

行政の取り組み

女性委員のいない審議会等の解消や、登用率 30% を目標とした審議会や行政委員会への女性の積極的な登用を図るとともに、市役所が事業所や市民団体等のモデルとなるように、男女職員の対等な人事配置や職域の拡大、能力開発等を進めます。

また、事業所や自治会、PTA、市民団体については、方針決定の場への女性の参画や登用などを進めるための啓発を積極的に図っていきます。さらに、女性自身が政策・方針決定過程への参画意向を強く持てるように、女性のエンパワーメント を支援します。

施策の方向（１） 審議会等への女性の積極登用と女性職員の職域拡大の確保

施策の内容・方向性	担当課
審議会等への更なる女性登用の推進を図るとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。また、女性委員の登用割合については、30% を目標に、共に参画できる審議会等を目指します。	全部局
各種計画策定時には市民懇談会やパブリックコメント等を実施するとともに、懇談会などの開催時間を平日夜間や土・日曜日など働く男女が参加しやすい時間帯に設定するようにし、多くの市民の意見を反映していきます。	関係各課
女性職員の職域拡大と活用を図り、管理職への登用や昇給・昇格・昇任は男女の区別なく個人の能力により処遇するとともに、配置や職務内容の見直しなどを進めます。	人事課
女性職員の政策・方針決定への参画を促進するため、能力開発を支援する研修等への参加を促進します。	人事課

施策の方向（２） 企業や団体等への女性の登用の啓発

施策の内容・方向性	担当課
事業主に対して、性別によって能力や役割を判断するのではなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどのポジティブ・アクション の促進に向けた啓発を進めるとともに、ポジティブ・アクション に取り組む企業の紹介など効果的な推進方法について検討していきます。	産業振興課
自治会やPTA、市民団体、ボランティア団体やNPO に対し、それぞれの団体の運営に係る意思決定等について、女性の参画がしやすい環境づくりのため、女性の加入促進や男女共同参画に関連する研修会の案内など、啓発活動を行います。	市民協働ふれあい課 学校教育課 社会教育課 関係各課

施策の方向（３）女性のエンパワーメント

施策の内容・方向性	担当課
市民大学の講座や、講座の中の一部講義で、子育て、健康、食生活、家族など様々な視点から、女性とそのライフステージでかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画の推進や、女性のエンパワーメントを支援する学習機会を提供します。	市民大学
男女共同参画の推進や、女性をめぐる様々な問題に取り組む市民団体の育成を進めるとともに、情報提供体制の充実や団体間の交流促進を図り、それらの活動を支援します。	市民協働ふれあい課
女性教育に関する公演会や講習会の開催や、地域社会における男女平等の推進、家庭教育の向上などに寄与することを目的とし、各種団体を支援します。（再掲）	社会教育課

市民や事業所に期待される取り組み

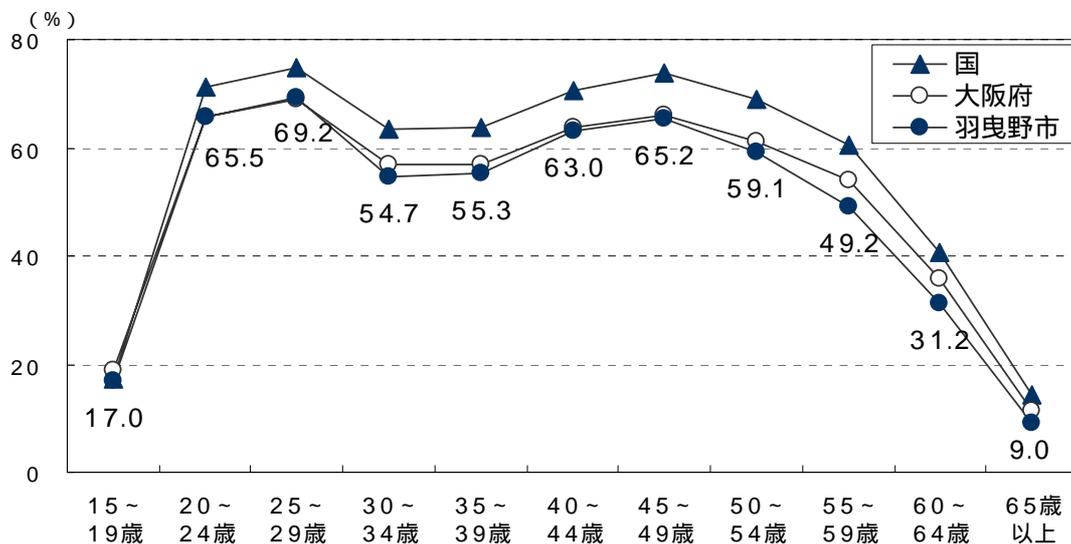
- ・市の行事や市政等に関心をもち、意思反映の場や政策・方針決定の場に積極的に参加、参画しましょう
- ・女性職員の管理職登用に理解を深めましょう
- ・女性が政策・方針決定の場に参画しやすい家庭環境をつくりましょう
- ・男女共同参画に関する講演会やフォーラムなどのイベントに、積極的に参加、参画し、エンパワーメントを進めましょう
- ・女性をめぐる様々な問題に取り組むグループの形成や、ネットワークづくりを進めましょう
- ・各種団体は、団体の運営に係る意思決定の場に女性が参画しやすい環境づくりをしましょう
- ・事業所は、女性を管理職に積極的に登用しましょう
- ・事業所は、女性が管理職になるための人材を養成しましょう
- ・事業所は、ポジティブ・アクションへの理解を深め、実施しましょう

基本課題2 働く場での男女共同参画の推進

現状と課題

本市における女性の年齢階級別の労働力率を見ると、国や大阪府と同様に「M字カーブ」を描いており、子育て期と考えられる30歳代で労働力率は低下し、子育てが落ち着く頃と考えられる40歳代で再び上昇しています。「M字カーブ」は以前に比べて浅くなっているものの、女性が妊娠や子育てなどで仕事をやめざるを得ない実態がうかがえます。

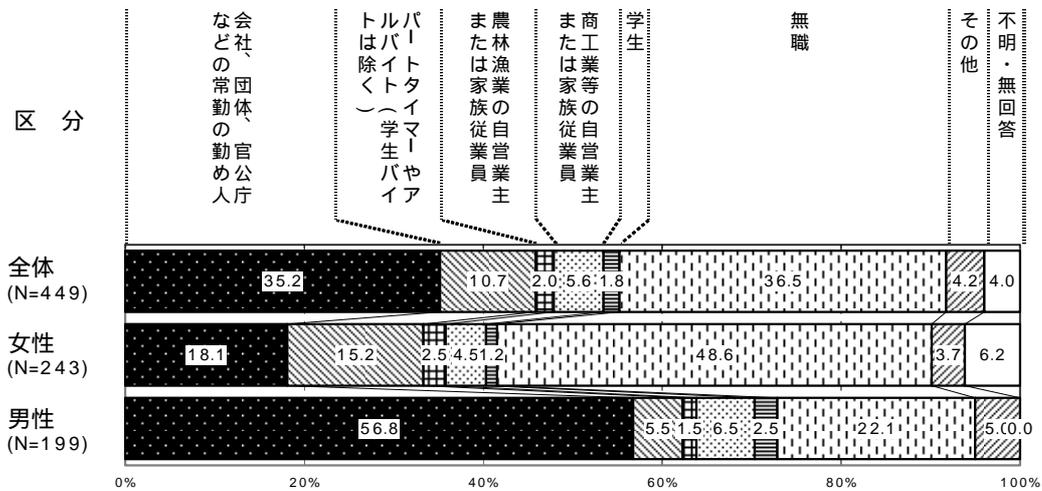
図：女性の年齢階級別労働力率（平成17（2005）年）



資料：国勢調査（平成17年）

市民意識調査では、就労している男性の割合は女性を上回っており、なかでも常勤の正規雇用（正社員・正職員）の割合については、男性が女性の3倍近くとなっていることから、就労状況に大きな男女差が生じていることがわかります。

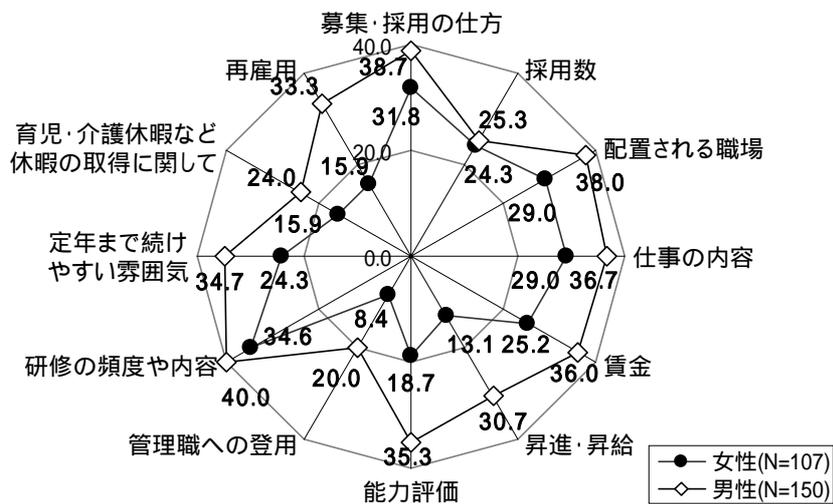
図：就労形態について（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）

また、職場での男女格差について見ると、「管理職への登用」や「育児・介護休暇など休暇の取得に関して」「昇進・昇給」「採用数」「再雇用」などに男女間の格差を感じている人が多いことがわかります。

図：職場での各項目で「平等である」と感じる人の割合（性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）

さらに、就労していない人が仕事をしていない理由を見ると、家事や育児の負担が大きいことを挙げる女性が多数おり、「女性は家庭」という性別役割分担意識 が就労の阻害要因として影響していることがうかがえます。

女性の 20～30 歳代では就労意向が強いにもかかわらず、家事や育児の負担が大きいとため就労できないという就労希望者が多く存在することがわかります。

表：就労していない女性の就労意向（女性・年齢別）

(単位：%)

	回答者数 (人)	すぐにでも 働きたい	将来は 働きたい	働くつもり はない (働けない)	わからない	不明・ 無回答
女性全体	121	9.1	16.5	45.5	13.2	15.7
20歳代	7	28.6	57.1	0.0	0.0	14.3
30歳代	14	21.4	50.0	7.1	14.3	7.1
40歳代	17	11.8	41.2	23.5	17.6	5.9
50歳代	16	12.5	12.5	37.5	25.0	12.5
60歳以上	67	3.0	0.0	65.7	10.4	20.9

資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(羽曳野市 平成 18 年) 網掛けは各年代の上位 1 項目

表：就労していない女性の仕事をしていない理由（女性・年齢別）

(単位：%)

	回答者数 (人)	経済的に働く 必要がないから	の職業をもちたい ことができるから	家にいるのが当然 だから	家事の負担が大きい から	育児の負担が大きい から	健康や体力に自信が ないから	希望どおりの仕事 が得られないから	配偶者や子ども等 家族が望まないから	親や家族などの介護 や看護をするため	現在学校に通って いるから	高齢だから	働くことに向いて いないから	働くことが好きで ないから	特に理由はない	その他	わからない	不明・無 回答
女性全体	121	9.9	6.6	3.3	16.5	11.6	27.3	9.9	8.3	11.6	1.7	41.3	1.7	1.7	0.8	6.6	0.8	9.1
20歳代	7	0.0	0.0	0.0	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	14.3
30歳代	14	0.0	7.1	7.1	42.9	57.1	7.1	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	7.1
40歳代	17	23.5	5.9	0.0	11.8	23.5	35.3	23.5	17.6	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	5.9
50歳代	16	18.8	12.5	6.3	25.0	0.0	18.8	25.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	6.3	6.3	12.5
60歳以上	67	7.5	6.0	3.0	10.4	0.0	32.8	3.0	4.5	13.4	0.0	74.6	3.0	3.0	0.0	6.0	0.0	9.0

資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(羽曳野市 平成 18 年) 網掛けは各年代の上位 2 項目

今後は、事業所や労働者に対して、男女雇用機会均等法 や労働基準法 、育児・介護休業制度 に関する周知啓発および情報提供などを実施し、法制度の定着を図る必要があります。また、働く場における性別役割分担意識 を解消し、女性の労働条件の向上を図るため、事業所におけるポジティブ・アクション 等を推進するとともに、自営業や農業分野においても、女性が担っている役割への正当な評価や経済的地位の向上のために、男女共同参画を推進しなくてはなりません。

また、仕事と家庭生活が両立できるように、多様なライフスタイルに対応できる子育て支援サービス、介護支援サービス、再就職や起業などへのチャレンジ支援の充実を図るとともに、それらの支援サービスを有効的に活用していかなくてはなりません。

基本方針

すべての人が個性や能力を十分に発揮して、充実した職業生活が送れるように、意識の改善はもとより、雇用・就労環境の整備や、仕事と家庭生活が両立できるための支援を行い、男女が平等な立場で仕事ができる社会づくりを進めます。

行政の取り組み

事業所に対して労働条件や雇用条件の向上のための啓発に努めるとともに、自営業や農業分野での男女共同参画の推進を図ります。また、仕事と家庭生活を両立し、安心して子育てや介護ができるように、事業所に対して育児・介護休業制度の利用促進を図るとともに、仕事と家庭生活を両立できる環境整備を行います。さらに、就業・再就職および起業に対する支援策の充実や、多様な働き方に対応した情報の提供に努めます。

施策の方向（１）労働条件向上のための啓発の促進

施策の内容・方向性	担当課
男女平等な雇用条件を確保するため、事業主や労働者に対して、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の周知・啓発に努めます。	産業振興課
事業主に対して、性別によって能力や役割を判断するのではなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどのポジティブ・アクションの促進に向けた啓発を進めるとともに、ポジティブ・アクションに取り組む企業の紹介など効果的な推進方法について検討していきます。（再掲）	産業振興課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。	産業振興課
農業分野などにおいて女性が担っている役割への正当な評価と経済的地位の向上のため、家族経営協定締結の促進や、研修会などにより締結者の支援に努めるとともに、女性農業者が活躍しやすい環境の整備を図ります。	産業振興課
労働条件の向上を目指し、女性の賃金や労働条件などの就労実態の把握に努めます。	産業振興課

施策の方向（２）就労環境の整備と支援

施策の内容・方向性	担当課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。（再掲）	産業振興課
ファミリー・フレンドリー企業 の啓発、普及などに努め、仕事と子育て、介護の両立が可能な職場環境の整備を促進します。	産業振興課

施策の内容・方向性	担当課
本市自体が仕事と家庭生活が両立できる事業体のモデルとなるように、関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主行動計画」を推進します。	人事課 関係各課
関係機関と連携しながら、働く女性に対する相談事業を充実するとともに、就労に関する情報の提供に努めます。	産業振興課
保護者の就労形態の多様化に対応するため、病後児保育や一時保育、延長保育など、様々な保育サービスや留守家庭児童会などの充実を図ります。	こども財産課 課外対策課
仕事と家庭を両立できる環境整備をするとともに、地域の子育て支援を行い保護者の福祉の増進及び、児童の福祉の向上を図るため、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。	こども財産課
多様なライフスタイルに対応するため、「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。	こども財産課
多様なライフスタイルに対応するために、「第3期高年者いきいき計画」などに基づいた高齢者の就労等、支援の充実を図ります。	高年介護課

施策の方向（3） 職業能力の開発・向上

施策の内容・方向性	担当課
再就職希望者に対して、再就職支援セミナーなどによる学習機会の提供を行い、再就職支援の充実に努めます。	産業振興課
大阪府や関連機関と連携し、就職及び再就職などに関する情報を提供します。	産業振興課
母子家庭の母が就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関での受講を行うに際して、受講期間のうち一定期間について訓練促進費を支給し、就業を支援します。	こども財産課
個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講する母子家庭の母に対し、訓練給付金を給付し、母子家庭の自立の促進を図ります。	こども財産課
女性の再就職や、地域活動へ参加、参画の一助となるよう、女性パソコン教室を実施します。	人権推進課
市民大学の講座や講座の中の一部講義を通じて、女性の起業や再就職などについての学習機会や情報提供に努めます。	市民大学

施策の方向（４） 多様な就労形態への支援

施策の内容・方向性	担当課
事業主に対して、「パートタイム労働法」「労働者派遣法」などの法制度の周知・啓発に努め、パートタイマーや派遣社員の労働条件の向上に努めます。	産業振興課
大阪府や関連機関と連携し、SOHO やテレワーク といった在宅型就労など新しい働き方に関する情報提供に努めます。	産業振興課
関係機関と連携しながら、働く女性に対する相談事業を充実するとともに、就労に関する情報の提供に努めます。（再掲）	産業振興課

市民や事業所に期待される取り組み

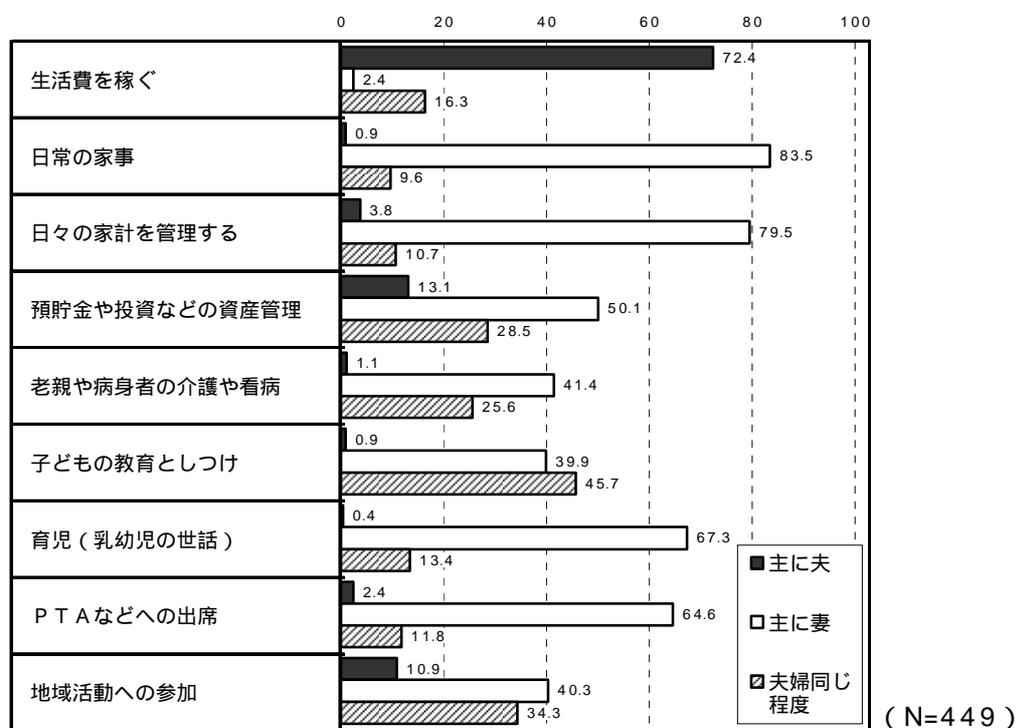
- ・労働の基本的権利や関連する法律などについて学びましょう
- ・育児・介護休業制度 等を十分に理解し、有効的に活用しましょう
- ・子育てや介護などを支援するサービスについて理解を深め、自分のライフスタイルに合ったサービスを有効的に活用しましょう
- ・家庭では、家族みんなで家事をしましょう
- ・家族で家事・子育て・介護について話し合う機会を持ちましょう
- ・就職や再就職に関する講座やセミナーなどの学習機会や、情報を積極的に活用しましょう
- ・事業所は、労働者の権利について熟知し、関連する法を遵守しましょう
- ・事業所は、ポジティブ・アクション に対する理解を深め、実施しましょう
- ・事業所は、すべての男女が育児・介護休業制度 を利用しやすい環境を整えましょう
- ・事業所は、労働者が仕事と家庭生活を両立できるように、労働時間の短縮やフレックスタイム就業制度 などを充実させましょう

基本課題3 家庭生活での男女共同参画の推進

現状と課題

市民意識調査では、家庭における役割について見ると、「生活費を稼ぐ」については「主として夫」の役割と考える人が多く、「日常の家事」や「育児」「老親や病身者の介護や看病」などの家庭生活の大部分については「主として妻」の役割と考える人が多く、女性が家庭生活の大部分を担っている現状がうかがえます。このことから、「働いて収入を得る男性」「家事や育児・介護を担う女性」という従来主流を占めてきた性別役割分担意識が、なお根強く残っていることがわかります。

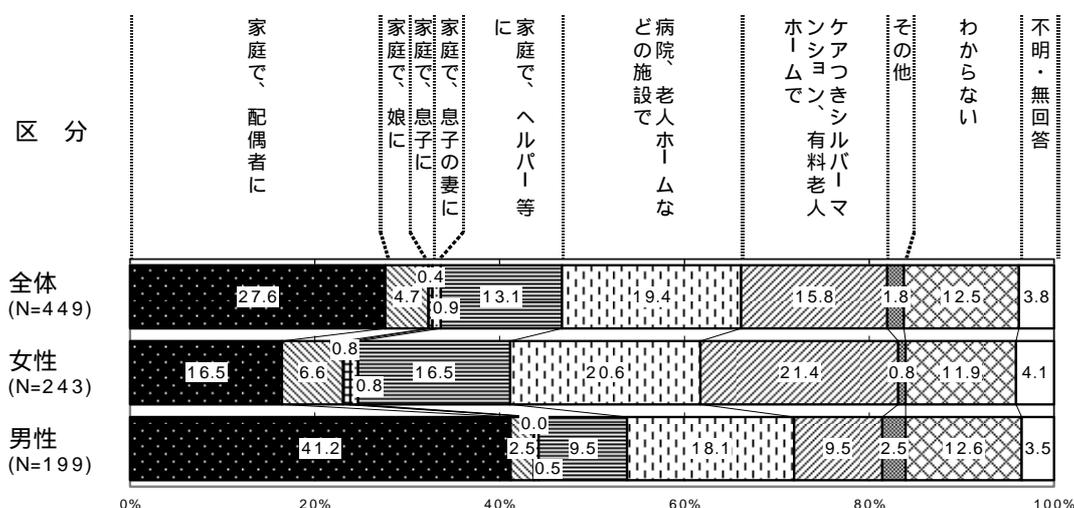
図：家庭における役割について（全体）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成18年）

希望する自身の介護状況について見ると、介護の場所については、男性では家庭、女性は施設での介護を望む声が目立っています。また、家庭での介護者については、男性では圧倒的に配偶者の割合が高く、女性でも配偶者が最も高くなっているものの娘による介護希望もあり、今後も女性への介護負担が大きくなることが考えられます。

図：希望する自身の介護状況（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(羽曳野市 平成 18 年)

社会の最小単位である家庭において男女の対等な自立を進めることが、男女共同参画社会の実現には不可欠となっています。

子育て支援については、多様なライフスタイルに対応できるように、「はびきの子ども夢プラン」に基づいた子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てに取り組んでいる男性への支援を積極的に進める必要があります。また、子育て世代の男女が、親として子どもへの対応の仕方などのノウハウを会得する「親学習」などの活用などにより、男女共同参画の視点に立った子育てを実践する必要があります。

介護支援についても、子育て支援と同様に、多様なライフスタイルに対応できるように、「第3期高齢者いきいき計画」に基づいて、介護保険制度に関連するサービスや高齢者に対する保健福祉サービスなどの充実を図るとともに、地域社会において介護を支援する仕組みづくりや、介護者の介護の不安の解消を図るための相談・支援体制の充実などを図っていかなくてはなりません。

また、子育て支援や介護支援については、公的なサービスだけでなく、ボランティア活動など地域で展開されている多様な活動を、積極的に活用することが望めます。

さらに、男女がともに子育てや介護を担っていくため、男性の料理教室といった講座の開催に留まらず、「男性が家庭生活にかかわることは特別なことではない」という意識づくりを図らなければなりません。

加えて、男性自身が家庭生活に積極的に参画できるよう、男性の子どもへかかわり方や、女性とのパートナーシップの形成について学習の場を持つ必要があります。

基本方針

子育てや介護などの家庭生活を男女がともに担っていくため、支援サービスの充実や環境整備を図るとともに、すべての男女が家庭生活に積極的に参画する社会を目指します。

行政の取り組み

子育て支援や介護支援については、多様なライフスタイルに対応できるように、また、男女がともに担う子育てや介護を目指して、「はびきのこども夢プラン」や「第3期高年者いきいき計画」など関連する計画に基づいた支援サービスの充実を図っていくとともに、子育て支援については「親学習」の活用も視野に入れて取り組んでいきます。また、男女がともに子育てや介護を担っていくためにも、男性の家庭生活への参画を促進する取り組みも併せて進めていきます。

施策の方向（１） 子育て支援の充実

施策の内容・方向性	担当課
多様なライフスタイルに対応するため、「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。（再掲）	こども財産課
家庭内で家事、育児、介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、「男性が家庭生活にかかわることは特別なことではない」という意識づくりを目的に各種啓発を行います。	人権推進課
地域における子育て相談支援機能の充実や、専門機関における相談機能の充実および連携の強化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援に関するサービスなどの情報を、広報紙やホームページ、冊子などの様々な媒体を用いて広く市民に提供します。	こども財産課
仕事と家庭を両立できる環境整備をするとともに、地域の子育て支援を行い保護者の福祉の増進及び、児童の福祉の向上を図るため、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。（再掲）	こども財産課
地域の親子の交流を図り、様々な遊びを設定し気軽に参加できるようにするとともに、同年齢の子どもに触れあえる機会をもつ中で子どもや親同士の友達づくりなどを支援するため、各保育園での子育て相談や親子教室等を開催します。	こども財産課
保護者に対し、子どもの成長、栄養、育児、発達等に関する様々な悩みや不安に適切に対応できるように、保健師や保育士などの専門スタッフによる保健指導や相談を実施します。	保健センター

施策の内容・方向性	担当課
母子家庭等の自立のため、自立支援員による相談や指導、情報提供を行うとともに、福祉資金の貸付や就労支援等の支援対策を進めます。	こども財産課
男性が参加しやすい事業を推進するとともに、現在、子育てに取り組んでいる男性に対する支援について検討します。	こども財産課 保健センター
親として子どもへの対応の仕方などのノウハウを会得する「親学習」などを活用し、家庭における男女共生教育の推進に努めます。(再掲)	社会教育課
ファミリー・フレンドリー企業 の啓発・普及などに努め、仕事と子育て・介護の両立が可能な職場環境の整備を推進します。(再掲)	産業振興課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。(再掲)	産業振興課

施策の方向(2) 介護支援の充実

施策の内容・方向性	担当課
多様なライフスタイルに対応するために、「第3期高年者いきいき計画」などに基づいた介護支援の充実を図ります。	高年介護課
家庭内で家事、育児、介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、「男性が家庭生活にかかわることは特別なことではない」という意識づくりを目的に各種啓発を行います。(再掲)	人権推進課
高齢者が介護の必要な状態になったとき、住みなれた家や地域で自立して暮らし続けられるように、介護保険事業を推進します。	高年介護課
高齢者を介護している家族等を支援するため、家族介護教室や家族介護者交流事業などの充実に努めるとともに、介護者が問題を抱え込まないようにするため、困ったときに身近で相談ができ、専門機関で適切な支援が受けられるような体制の整備を進めます。	高年介護課
地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等の相談、高齢者の権利擁護や高齢者虐待への対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメントを行い、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援します。	高年介護課

施策の内容・方向性	担当課
地域全体で高齢者を支え合う意識づくりを進めるため、ボランティア活動や社会福祉協議会の地域福祉活動を推進します。また、市民協働のもと、地域で高齢者を見守り支えるネットワークの取り組みをすすめ、女性や特定の人に偏らない介護を地域で考える体制づくりを図るとともに、地域で介護について学び、理解を深める場の提供に努めます。	高年介護課 市民協働ふれあい課 福祉総務課
ファミリー・フレンドリー企業 の啓発・普及などに努め、仕事と子育て・介護の両立が可能な職場環境の整備を推進します。(再掲)	産業振興課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。(再掲)	産業振興課

施策の方向(3) 男性の家庭生活への参画促進

施策の内容・方向性	担当課
家庭内で家事、育児、介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、「男性が家庭生活にかかわることは特別なことではない」という意識づくりを目的に各種啓発を行います。(再掲)	人権推進課
男性向けのクッキング教室など、男性の視野を広げ結果的に意識改革を図るための男女共生セミナーを開催します。(再掲)	人権推進課
男性の家庭生活への参画を容易にするためにも、男性を対象とした家事や子育て、介護に関する教室の開催に努めます。	人権推進課 こども財産課 高年介護課 保健センター
男性が参加しやすい事業を推進するとともに、現在、子育てに取り組んでいる男性に対する支援について検討します。(再掲)	こども財産課 保健センター
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。(再掲)	産業振興課
本市自体が仕事と家庭生活が両立できる事業体のモデルとなるように、関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主行動計画」を推進します。(再掲)	人事課 関係各課

市民や事業所に期待される取り組み

- ・子育てや介護などを支援するサービスについて理解を深め、自分のライフスタイルに合ったサービスを有効的に活用しましょう
- ・地域社会における子育て支援や介護支援に理解を深め、地域での子育て支援に関する取り組みや、多世代の交流や地域福祉に関する取り組みなどに積極的に参加、参画しましょう
- ・家庭では、家族みんなで家事をしましょう
- ・家族で家事、子育て、介護について話し合う機会を持ちましょう
- ・男性の家庭生活への参画について、男女とも認識を高めましょう
- ・男性も家事、子育て、介護などができるように、必要な技術を習得しましょう
- ・事業所は、地域の一員として、地域での子育て支援や介護支援に関する取り組みや多世代の交流や地域福祉に関する取り組みなどに積極的に参加、参画しましょう
- ・事業所は、すべての男女が育児・介護休業制度 を利用しやすい環境を整えましょう
- ・事業所は、労働者が仕事と家庭生活を両立できるように、労働時間の短縮やフレックスタイム就業制度 などを充実させましょう

基本課題4 地域社会での男女共同参画の推進

現状と課題

自治会やPTAなど地域生活の中で活躍する女性が多い一方、社会活動への参加の障害要因について見ると、「子どもに手がかかる」や「世話の必要な病人、高齢者がいる」など家庭生活に関する項目を挙げる女性も多く、「女性は家庭」という性別役割分担意識が原因となっていることがわかります。

また、懇話会では、「地域活動や自治会組織の長や代表となる女性の割合は低い」との意見も挙げており、地域社会で女性の方針決定過程への参画が進んでいないことがうかがえます。

団塊の世代の多くが定年を迎え、働く場から地域社会で多くの時間を過ごすようになる中、多くの市民が男女を問わず地域活動に参画し、地域社会から男女共同参画を実現していくことが重要です。

今後は、地域の一員としてすべての男女が地域活動に参画できるように、「地域福祉計画」などに基づいて、意識啓発や活動拠点の整備、人材育成などの男女が共に地域活動や地域福祉を担うことができる環境づくりを進めるなど、市民と行政の協働による取り組みや市民活動を、男女共同参画の視点に立って推進する必要があります。

また、自治会やPTA、市民団体など地域活動組織においては、方針決定の場への女性の参画などを図るとともに、地域社会から男女共同参画を実現していくために、男女共同参画社会の推進を活動分野とする団体への情報提供や、それら団体間の交流促進を図るためのネットワークづくりを進めなくてはなりません。

さらに、エコ活動などの環境分野や防災分野など人々の暮らしの改善に直接つながる分野についても、男女共同参画の視点に立って、男女がともに協力して取り組む必要があります。

基本方針

地域活動を男女共同参画の視点に立って支援していくとともに、市民と行政が協働し、すべての男女が地域の一員として積極的に多様な取り組みに参画する地域社会を目指します。

行政の取り組み

地域社会の一員としてすべての男女が地域活動等に参加、参画できるように、ボランティア団体やNPOなど地域活動団体の育成や支援、啓発活動や情報の提供、環境の整備に努めるとともに、地域活動での意思決定等への女性の参画を促進します。

また、防災や環境など、人々の暮らしの改善に直接つながり、女性の一層の参画が望まれる分野の活動について、男女共同参画の視点に立った取り組みを進めます。

施策の方向（１） 地域社会での男女平等意識の醸成と地域活動への参画促進

施策の内容・方向性	担当課
自治会やPTA、市民団体、ボランティア団体やNPO に対し、それぞれの団体の運営に係る意思決定等について、女性の参画がしやすい環境づくりのため、女性の加入促進や男女共同参画に関連する研修会の案内など、啓発活動を行います。（再掲）	市民協働ふれあい課 学校教育課 社会教育課 関係各課
市民活動や市民と行政の協働に関する取り組みを、男女共同参画の視点に立って推進します。	市民協働ふれあい課 関係各課
多くの市民が男女を問わず地域活動や市民活動に参画できるように、意識啓発や活動拠点（仮）市民公益活動支援センター）の企画・立案、人材育成などの環境づくりを進めます。	市民協働ふれあい課 関係各課
エコ活動などの環境分野や防災分野など人々の暮らしの改善に直接つながる分野については、男女がともにそれらの活動に参画できるように、その取り組みを推進します。	市民協働ふれあい課 環境衛生課 危機管理室 関係各課
働く意思のある定年退職後の男性や、活力ある女性の人材把握に努め、地域活動への参画を促進します。	市民協働ふれあい課

市民や事業所に期待される取り組み

- ・性別や年齢にとらわれず、地域活動に積極的に参加、参画し、地域社会を活性化させましょう
- ・自分の地域を見直し、地域での助け合い、思いやりの意識を高めましょう
- ・自治会や各種団体などでは、男女がともに地域活動の参加、参画できる組織づくりをしましょう
- ・事業所は、労働者が仕事と地域活動を両立できるように、労働時間の短縮やフレックスタイム就業制度 などを充実させましょう

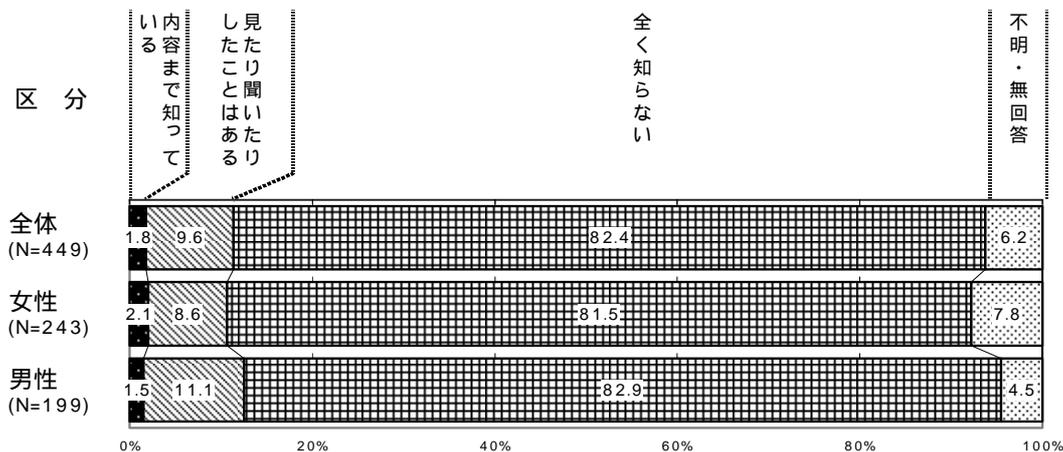
基本目標C すべての男女が安心して暮らせる社会づくり

基本課題1 生涯にわたる健康の保持・増進

現状と課題

「いつ、何人子どもを産むか、産まないかを選択する自由」や「安全な妊娠・出産」など、個人、特に女性の性や生殖に関する健康や権利を保障するという考え方である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が、平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱されました。しかしながら、市民の「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に対する認知状況は低いことがわかります。

図：「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に対する認知状況（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成18年）

このような状況の中で、女性が自分の健康について管理・決定することができず、健康が大きく損なわれることが少なくありません。一方、男性についても、「弱音を吐いてはいけない」「家族を養っていかなくてはならない」などの性別役割分担意識を背景に、うつ病や自殺の増加など深刻な健康問題が起こっています。

また、性交渉などによるHIV/エイズや性感染症、人工妊娠中絶などが若年層を中心に増加傾向にあり、飲酒や喫煙、薬物乱用も同様に増え続けている中、生命の大切さや健康に関する意識が希薄化しています。

今後は、女性が自分の身体について理解を深め、自己管理ができるように、さらに、男女がお互いの性を尊重できるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ に関する啓発や教育、性に関する情報提供や正しい性教育の実施に努める必要があります。

特に性教育については、専門的な知識を持った指導者による取り組みなどを、学校や地域において展開し、子どもに対する性教育もさることながら、大人への正しい性の情報提供や啓発を積極的に進めなくてはなりません。併せて、次世代がさらにその次の世代を育成することへの希望や、自信をはくくむために、中学生、高校生が乳幼児とふれあう子育て体験などの充実を図る必要があります。

また、H I V / エイズ や性感染症などの予防や、喫煙・飲酒対策、薬物乱用対策など健康をおびやかす問題については、学校や地域、保健所などの関係機関との連携を強化し、取り組みを推進しなくてはなりません。

さらに、男女が自分の心身に関する正しい知識や情報を得ながら、健康を享受できるように、ライフステージに応じた健康づくりの支援が重要になります。

基本方針

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ に関する啓発や教育、正しい性教育の推進、ライフステージに応じた健康づくりの支援を行うとともに、市民一人ひとりが性や健康に関する正しい意識や知識を持つことで、男女がお互いの性を尊重し、自身の健康を享受できる社会を目指します。

行政の取り組み

女性が自分自身の健康について、管理、決定できるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ に関する啓発や情報提供、教育に努めるとともに、子どもへの性教育はもとより、大人への正しい性の情報提供や啓発を進めます。また、「健康はびきの21」に基づき、市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを進めます。

施策の方向（１）性に関する情報提供と性教育の推進

施策の内容・方向性	担当課
女性が自分自身の健康について、管理、決定できるように、あらゆる機会や媒体を通じて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ の概念の普及・啓発や情報提供を進めます。	人権推進課 保健センター
性教育の推進やH I V/エイズ や性感染症に関する正しい理解の浸透については、保護者の理解を得るとともに、各学校に性教育推進委員会等の組織を校務分掌に位置づけ、学習指導要領に基づき、全教職員の共通理解のもと、児童・生徒の発達段階に応じた教材の研究や指導の充実に努めます。	学校教育課
男女がお互いの性を尊重する考え方を身に付けるため、パンフレットやリーフレットの作成や各種講座、講演会を通じて、性と人権に関する意識啓発を推進します。	人権推進課 社会教育課
市民に対して、H I V/エイズ や性感染症に関する正しい理解の浸透を図るとともに、差別・偏見を取り除き、感染の予防についての啓発に努めます。	保健センター
中学生や高校生が乳幼児とふれあう子育て体験を実施するなど、次世代がさらにその次世代を育成することへの希望と自信を育むための取り組みを推進します。（乳幼児子育て体験）	学校教育課 こども財産課

施策の方向（２）ライフステージに応じた健康づくりの推進

施策の内容・方向性	担当課
「健康はびきの21」計画に基づき、個人の努力とともに、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援し、ライフステージに応じた健康づくり運動を推進します。	保健センター
妊婦やその家族を対象に、妊婦・出産・育児・歯科保健等に関する知識の習得を図るとともに、参加者同士が産後の良き育児仲間となれるよう支援し、母子の健全育成を図るため、マタニティスクールを実施します。	保健センター

施策の内容・方向性	担当課
育児不安の解消、こどもの心の健全な発達、将来の「かかりつけ医」の確保等を図ることを目的として、妊娠後期から産後2か月以内の妊産婦を対象に1回のみ無料で小児科医による相談を実施します。	保健センター
乳幼児の時点において、健康診査を実施することにより疾病予防や、早期発見、早期治療を図るとともに、保護者に対し、成長、栄養、育児に対する保健指導相談を実施し、乳幼児の健全な育成を図るため、乳幼児健診等を実施します。	保健センター
疾病の早期発見及び一次予防の取り組みにより、市民の健康増進に資するため、基本健康診査や各種がん検診などの普及に努めます。	保健センター
生理不順、更年期障害、不妊など婦人科を受診すべきかどうか不安を抱えている女性の悩みを解消するため、婦人科相談を実施します。	保健センター
女性が抱える問題は、婦人科のみではなく、精神的なものや美容的なものまで多岐に渡っているため、市の健康相談において、そのような問題に対応できる女性専門相談を実施します。	保健センター
喫煙や飲酒、薬物乱用等の問題行動については、違法行為であるのみでなく、児童・生徒の健康を著しく害するため、家庭や地域および関係諸機関ならびに学校間の連携を強化し、薬物乱用防止教室や保健の授業等での継続的な指導の徹底を図ります。	学校教育課 保健センター

市民や事業所に期待される取り組み

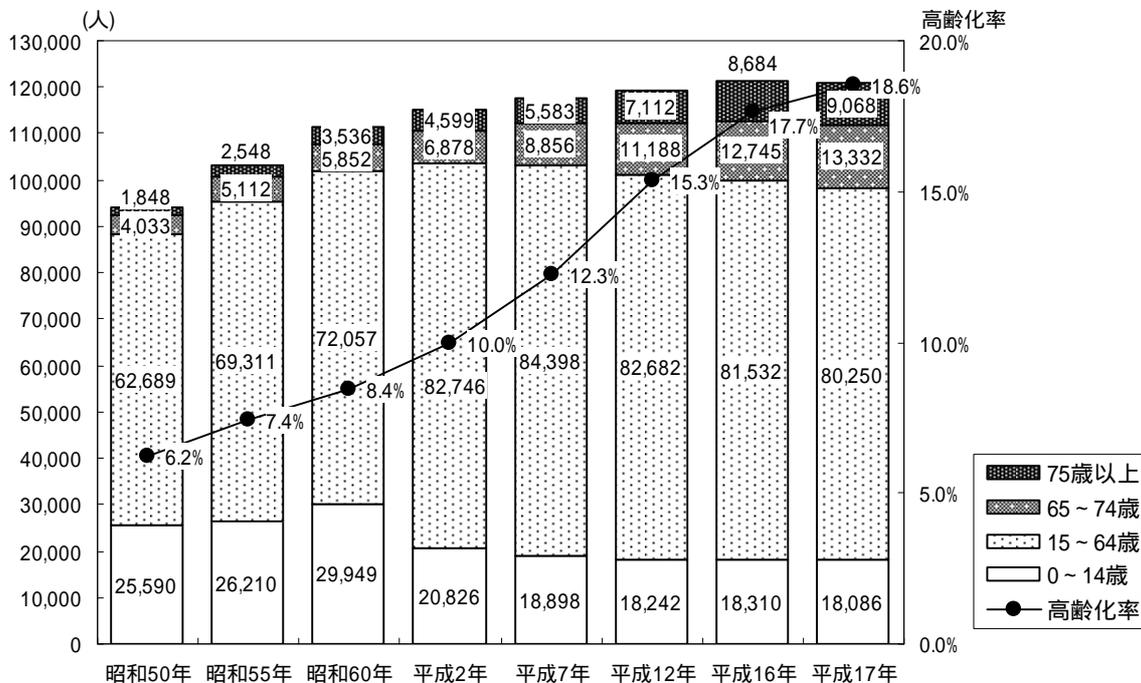
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ について興味を持ち、理解を深めましょう
- ・各家庭において、男女がお互いを尊重する性教育をしましょう
- ・H I V/エイズ や性感染症について、正確な知識を持ち、偏見をなくしましょう
- ・妊娠・出産期の権利や保障のため、各種情報を積極的に活用しましょう
- ・市民一人ひとりが自身の健康について認識し、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに積極的に取り組みましょう

基本課題2 年齢・障害の有無にかかわらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

本市の高齢化率(総人口に占める65歳以上の人口の割合)は年々増加傾向にあり、他の自治体同様に高齢化が進行しています。また、障害者の高齢化や、高齢化に伴う障害の重度化、重複化も進んでいます。特に、市民意識調査では、就労や地域社会への参画の阻害要因として、「高齢だから」や「年をとりすぎている」と回答した60歳以上の男女が多く、高齢により社会参加を断念している人が多いことがわかります。

図：羽曳野市の人口推移



資料：「第3期高齢者いきいき計画」

また、女性や高齢者を狙ったひったくりや、女性や子どもに対する街頭犯罪などが増加している中、平成17(2005)年に本市が実施した「第5次羽曳野市総合基本計画策定にかかる市民アンケート調査」によると、本市の将来像としては、「事故、犯罪がなく、災害にも強い『防災・防犯体制の充実したまち』」や「高齢者や障害者が安心して暮らせる『保健・福祉・医療の充実したまち』」が上位を占めており、多くの市民が安心して暮らせる環境づくりを希望していることがわかります。

性別はもとより、年齢や障害の有無などにかかわらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくりは、男女共同参画社会の実現には不可欠な要素と言えます。

今後は、高齢者や障害者を「社会を支える重要な構成員」として捉え、生きがいをもって社会参加ができるよう、関連する計画に基づいて、学習や交流の場の提供や就業機会の確保、拡大に努め、積極的な社会参加活動を推進するとともに、住宅や福祉施設等の整備、充実を図る必要があります。

また、年齢、障害の有無などにかかわらず、男女が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」などに基づいた公共施設などのバリアフリー化や、交通機関の利便性向上など、生活環境や社会基盤の整備・充実を図らなくてはなりません。

さらに、防犯意識の向上や防犯灯の整備など防犯対策に取り組むなど、安心して暮らせるまちづくりを、男女共同参画の視点に立って推進する必要があります。

基本方針

年齢、障害の有無などにかかわらず、すべての男女が安心して暮らせるために、ソフトおよびハードの両面からの支援を進めるとともに、市民一人ひとりが助け合いや思いやりの意識をもち、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

行政の取り組み

高齢者や障害者などの福祉や就労支援を充実するとともに、地域において自立した生活を送れるよう環境整備などを行います。また、年齢、障害の有無などにかかわらず、男女が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、公共施設などのバリアフリー化や、交通機関の利便性向上、防犯体制の充実などを図ります。

施策の方向（１） 高齢者や障害者などの福祉・就労の充実

施策の内容・方向性	担当課
「第３期高年者いきいき計画」などに基づいた、高齢者保健福祉サービスや介護サービスの充実を図ります。	高年介護課
高齢者が介護を要する状態にならないための介護予防を推進します。	高年介護課 関係各課
地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等の相談、高齢者の権利擁護や高齢者虐待への対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメントを行い、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援します。（再掲）	高年介護課
人権尊重の理念のもと、高齢者の尊厳に配慮した支援システムを構築するため、高齢者虐待の防止、身体拘束ゼロに向けた対策、認知症高齢者に関する対策など総合的な対策を講じます。	高年介護課
男女の区別なく、高齢者が主体的な選択と判断のもと、地域社会とのかかわりをもちながら多様な活動へ積極的に参加できるよう、情報の提供、相談助言などを行い、生きがいづくりを促進します。	高年介護課 関係各課
シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の経済的自立のための就労支援や、働く場の確保に努めます。	高年介護課
障害者自立支援法 及び「羽曳野市障害福祉計画（平成 14～23 年度）」、平成 18 年度に策定した「（第 1 期）羽曳野市障害福祉計画（平成 18～20 年度及び 23 年度）」の推進を図りながら、障害福祉サービス等の充実とともに施策の展開を図ります。	福祉医療課
障害者が地域で自立した生活を送れるよう、サービス提供体制の充実とともに、地域における支援体制の構築や、障害者が気軽に相談できる相談支援機関の整備を図ります。また、就労支援の充実については、庁内関係課ならびに関係機関などとの連携も十分に図りながら、支援体制の充実を図ります。	福祉医療課

施策の方向（２） すべての人にやさしいまちづくり

施策の内容・方向性	担当課
大阪府の「大阪府福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、高齢者や障害者、妊産婦の方などすべての男女が利用、移動しやすいように、公共施設や交通機関の整備、改善に努めます。	道路課 建築指導課 関係各課
高齢者や障害者等が地域で自立した生活を送れるよう、関連する計画などに基づき、健康で生き生きと暮らせるやさしいまちづくりをめざし、福祉サービス等の充実とともに、支援体制の充実を図ります。	高年介護課 福祉医療課
犯罪の起きにくい安全なまちをめざして、地域や関係機関との協力のもと、防犯体制の充実や防犯意識の高揚に取り組みます。	危機管理室

市民や事業所に期待される取り組み

- ・ 高齢者や障害者は相談窓口を有効に活用しましょう
- ・ 各種制度やサービスについて正確な情報を持ち、有効活用しましょう
- ・ 性別や年齢、障害の有無にとらわれず、地域活動に積極的に参加、参画し、地域社会を活性化させましょう
- ・ 自分の地域を見直し、地域での助け合い、思いやりの意識を高めましょう
- ・ 地域社会で高齢者や障害者を孤立させないように、協力し合いましょう
- ・ ノーマライゼーション の理念に基づいた福祉のまちづくりへの理解を深めましょう

基本課題3 国際社会への参加・交流

現状と課題

国の男女共同参画に関する動きは、国際連合を中心とした世界的な動きからその法整備などが進められ、今日に至っています。政治経済や文化、環境などあらゆる面で、グローバル化が進んでいる中、男女共同参画社会の実現においても、国際社会における取り組みの動向や成果を見逃すことはできません。

また、大阪府の外国人登録者数は約20万人(平成17(2005)年12月末)、本市においても928人(平成18(2006)年9月末)となっていることから、地域において外国籍を持つ人々との交流や連携が必要となっています。

表：羽曳野市における外国人、特別永住者の人口

(単位：人)

		総人口	外国人登録者	
			特別永住者以外	
羽曳野市	男性	57,511	426 (0.74%)	168 (0.29%)
	女性	61,987	502 (0.81%)	281 (0.45%)
大阪府		8,820,692	214,630 (2.4%)	

資料：羽曳野市は平成18年9月末、大阪府の総人口は平成17年12月1日、外国人登録者数は平成17年12月末但し、()内は総人口に対する割合

さらに、在日外国人女性の中には、日本語を覚える機会などが少なく、生活や子育てなどの面で配慮が必要となる方もおられます。

今後は、市民一人ひとりが諸外国の文化や価値観、慣習などとともに女性問題をも理解し、交流を図るための体制づくりや、国際感覚の醸成や諸外国等との相互理解を深めるための国際交流が必要となります。また、市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活できるように、男女共同参画の視点から取り組みを進める必要があります。

基本方針

相互理解と交流や在日外国人に対する支援を進めるとともに、市民一人ひとりが国際社会における男女共同参画の取り組みを理解し、行動につなげていきます。

行政の取り組み

男女共同参画に関する世界の取り組みなどの学習機会や、情報を提供できる体制づくり努めるとともに、国際交流を進めます。また、市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活できるように、就労や市民生活に関する相談窓口の整備や情報提供に努めるなど、男女共同参画の視点から取り組みを推進します。

施策の方向（１） 国際交流・協力への女性の参加促進

施策の内容・方向性	担当課
男女共同参画に関する世界の取り組みなどの学習機会や、情報を提供できる体制づくりに努めます。	人権推進課
市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活できるように、多言語化などによる行政情報の提供や各種相談窓口の整備、識字教育の実施や市民公益活動団体による日本語教室の支援などを進めます。	市民協働ふれあい課 社会教育課 関係各課
市民の国際感覚の醸成や、諸外国・外国人との相互理解を促すため、友好都市との交流や内なる国際化のための各種事業を進めます。	市民協働ふれあい課

市民や事業所に期待される取り組み

- ・男女共同参画に関する世界の取り組みや、世界の女性が抱える様々な問題などについて関心を持ちましょう
- ・外国籍を持つ人が安心して生活できる環境づくりを進めるため、国際交流などの取り組みに積極的に参加、参画し、諸外国の習慣や文化について理解を深めましょう

第5章 プランの効果的な推進に向けて

1. 庁内における推進体制の整備

本プランの内容は、広範・多岐にわたったものになることから、より効果的かつ実効性を持ったものにするため、庁内の密接な連携や横断的な推進を可能とする体制の整備を図り、その充実に努めます。

また、プランの進捗を継続的に確認・審議するための体制も非常に重要となることから、羽曳野市男女共同参画推進本部において庁内における施策の調査、企画等を実施します。

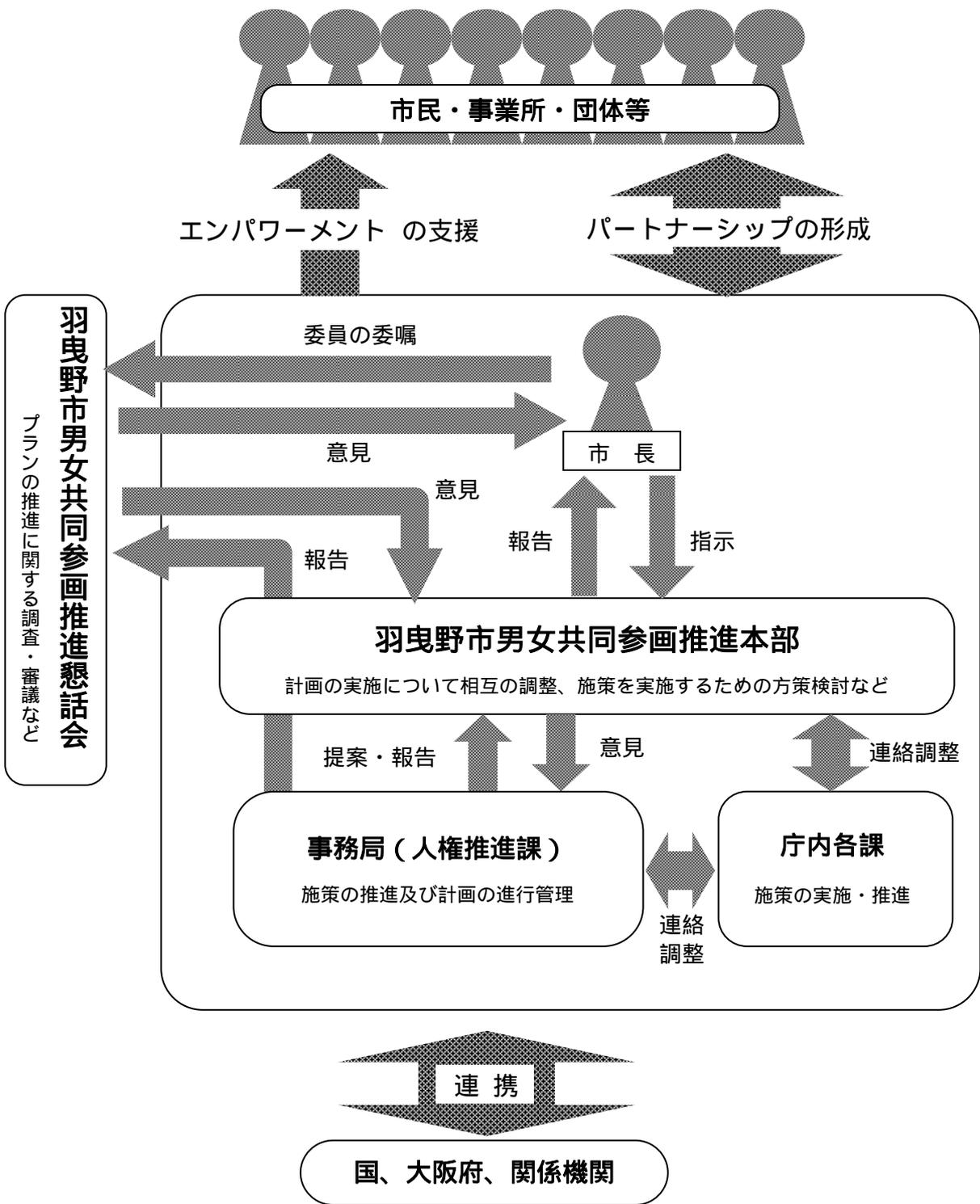
さらに、計画的かつ効果的にプランに関連する施策の進捗管理をするためにも、今後はできる限り目標の数値化や達成年度を明らかにして、市民を対象とした男女共同参画に関する意識調査などの実施に努め、それらの結果を施策に反映していきます。

2. 市民とのパートナーシップの形成

市民一人ひとりや、事業所や市民団体など地域の様々な主体が、参画、協働してプランの推進に取り組むことが求められています。今後は、市民のエンパワーメントを支援するとともに、市民をはじめとする地域の様々な主体と行政がパートナーシップを形成し、本プランを推進します。また、団体・市民代表、学識経験者からなる羽曳野市男女共同参画推進懇話会において、プランの推進について審議を行なうとともに、必要に応じて市長に対して意見を述べることで、プランの円滑な推進を図ります。

3. 国、大阪府、関連機関との連携

国や大阪府、関連機関の動向を踏まえて、連携、協力を図りながら、本プランに掲げられた施策を推進していくことはもとより、国や大阪府、関連機関に対して男女共同参画社会の形成に向けた支援施策の拡充を働きかけていきます。



用語解説

【あ行】

育児・介護休業制度

育児休業とは3歳未満の子を養育するための休業をいい、介護休業とは2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護するための休業をいいます。いずれの休業も男女を問わず取得が可能であり、休業申し出や休業をしたことを理由とする解雇は禁止されています。

H I V / エイズ (Human Immunodeficiency Virus)

H I V (ヒト免疫不全ウイルス)に感染してから、長い潜伏期間を経て発病するとエイズ(後天性免疫不全症候群)になります。エイズとは、生体の免疫機能が破壊されることによって起こる様々な病気の総称です。主な感染経路は、血液感染、母子感染、性行為による感染などがあります。

N P O (Nonprofit Organization)

N P Oは、「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、主に国内で社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われています。N P Oに法人格を与えることにより社会的信用を高め、非営利の市民事業を支援、育成していくことを目的にN P O法(特定非営利活動促進法)が平成10(1998)年成立、施行されました。

M字カーブ

我が国の女性の年齢階級別の労働力率(労働力人口/15歳以上の人口)は、出産・子育て期に低下し、40歳代で再び高くなるM字カーブを描いています。これは、日本や韓国などの独特なもので、保育施設の進んでいる北欧諸国などではこういった出産・子育て期の落ち込みはみられず、台形のカーブを描いています。

エンパワーメント

一人ひとりが、あらゆる状況などを変えていく力を身につけること。個人的生活について自分で判断し決定していく能力はもちろん、経済力、社会的な意思決定の場での発言力、政策決定への参画など様々な自己決定能力を身につけることを言います。

大阪府福祉のまちづくり条例

平成4(1992)年に制定され、不特定多数の人が利用する建築物、道路、公園など、すべての人が安全かつ容易に施設などを利用できるための基準(整備基準)を定め、だれもが自由に安心して出かけられる「やさしいまち」をつくりあげることが目的としています。

【か行】

家族経営協定

農家の家族の間で労働条件や報酬などを文書で取り決め、第三者の立会いで調印します。これにより、家族(主として夫と妻)の共同経営者としての地位や役割が明確になり、近代的農業経営が確立されます。

家庭的責任を有する労働者条約(ILO156号条約)

昭和56(1981)年にILO(国際労働機関)総会において採択されました。正式には「男女労働者、とくに家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」という。従来、女性労働者側に一方的にかかっていた家族的責任の比重を、男女労働者共に責任を負うべきものとした考え方を明確にしています。労働時間の短縮、転勤時の配偶者や子どもについて配慮、パートタイム労働者とフルタイム労働の平等、男女ともとれる育児休暇、看護休暇などを認めることなどが内容に盛り込まれています。日本では平成7(1995)年6月の国会で批准し、平成10(1998)年6月に発効となりました。

キャリア教育

子どもが、働くことにかかわりながら自己実現が図られるよう、一人ひとりの進路発達を支援し、望ましい勤労観や職業観を育み、主体的に自らの行き方や進路を選択、決定できる能力や態度を育成するものです。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18(2006)年12月施行)

高齢者や身体障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性の向上を促進することを目的として、平成12(2000)年に施行された「交通バリアフリー法」と、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進を目的として平成6(1994)年に施行された「ハートビル法」を統合、拡充し、より一体的・連続的なバリアフリー化を促進するため施行された法律です。この法律では、高齢者や障害者などが円滑に移動したり、施設や建物などを円滑に利用したりできるよう、施設や建物などとこれらを結ぶ経路を一体的に整備するための措置などを定めています。

【さ行】

ジェンダー

生まれながらにして決定される生物学的な性別(セックス)に対して、社会通念や慣習などによって作り上げられた「男性像・女性像」による性差観念を「ジェンダー(社会的・文化的な性)」と言います。日常生活の中で期待される「男らしさ、女らしさ」とか、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識も、このジェンダーの一部といわれています。近年では、男女の役割は生まれつき決まっているものではなく、ジェンダーに基づいた固定観念によってつくられたものであるという認識が広がっています。

児童虐待防止法（「児童虐待の防止等に関する法律」平成 12(2000)年 11 月施行）

近年、児童虐待に対して社会的な関心の高まりがみられるようになり、社会全体で対応する必要があるという認識から制定されました。この法律は「何人も、児童に対する虐待をしてはならない」とし、「児童虐待」を「保護者が、満 18 歳未満の児童に対して（1）身体的な暴力（2）わいせつな行為（3）著しい食事制限や長時間の放置（4）心理的に傷つける言動」と定義しています。虐待を行った保護者は、指導が必要と判断された場合、児童福祉司等からカウンセリングなどの指導を受けなくてはなりません。

女子差別撤廃条約

あらゆる分野における女性の権利を詳細に保障した条約です。国際連合の婦人の地位委員会が 6 年かけて起草し、昭和 54(1979)年の国際連合総会で採択され、昭和 56(1981)年に発効しました。昭和 51(1976)年からの「国連婦人の 10 年」の成果の 1 つです。この条約は、人類の発展、平和が真の男女平等実現のうえに初めて招来されること、性による役割分担論の克服などを条約採択の動機として掲げています。また、女性差別は、既婚・未婚を問わず、性に基づく区別や除外、制約であって、いかなる分野においても男女の平等を基礎とする、と定義されました。

日本は、昭和 60(1985)年にこの条約を批准しています。この条約を受けて、その後、男女雇用機会均等法、育児休業法などの法律が制定されることになりました。

障害者自立支援法（平成 18(2006)年 4 月 1 日より一部施行、同年 10 月 1 日より本格的に施行）

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるために定められ、従来の支援費制度に代わり、障害者に費用の原則 1 割負担を求め、障害者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援をする法律です。

ストーカー規制法（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」平成 12(2000)年 11 月施行）

ストーカー行為とは、つきまとい、面会や交際の要求、電話やファクシミリの送信、性的ないやがらせなど、相手に不安感を与えるような行為を反復して行うことをいいます。この法律ができたことによって、被害者からの相談があれば警察は勧告を行い、従わない場合は都道府県公安委員会が禁止命令を出せます。また、裁判でストーカー行為と認められれば罰則が適用されます。

性別役割分担意識

性別役割分担意識とは「男は仕事、女は家庭」というふうに、性別によって固定的に役割を分ける考え方です。この考え方は個人の生き方を性によって狭めるものとして問題視され、女性問題解決のための課題とされています。

セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手方の意に反したり、また、他の者を不快にさせる性的な、あるいは性差別的な性質の言動をいい、それにより勉学、課外活動、研究、就労を遂行する上で一定の不利益を与えたり、環境を著しく悪化させることを意味します。特に、職務上または研究、教育上の優位な地位や力関係を利用して行われる場合が多くあります。また、優位な地位

や力関係が働かない場面においても起こり得るものです。

セクシュアル・ハラスメントは、男性から女性に対してなされる場合が最も多いが、女性から男性への場合、あるいは同性間でも問題となります。

SOHO (Small Office Home Office)

一般的には小さな貸事務所や自宅を職場にして働く事業者やそうした働き方を指す言葉として用いられます。これまで働きにくかった女性や高齢者、障害者が中心となって、パソコンやインターネットを活用して起業化するなど新しい働き方として注目されています。

【た行】

男女共同参画社会基本法 (平成 11(1999)年 6月施行)

個人の尊重と性差別の撤廃を基本に、男女が共に対等なパートナーとして家庭生活や社会活動などあらゆる分野で責任を分かち合うことを定めた法律です。「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「政策への立案及び決定への共同参画」「国際的協調」の5つを基本理念に据え、国や地方自治体、そして国民一人ひとりの果たすべき役割と責任を求めています。

男女共同参画基本計画・男女共同参画基本計画 (第2次)

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第 13 条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、平成 12(2000)年 12 月 12 日に閣議決定されました。現行の計画は、平成 12(2000)年策定後の国内外の様々な状況の変化に伴い、これまでの男女共同参画に関する取り組みを評価・総括し、平成 17(2005)年に「男女共同参画計画(第2次)」として策定されました。

男女雇用機会均等法(「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」昭和 61(1986)年施行)

平成 9(1997)年の改正時における主な改正点は「募集・採用・配置・昇進・教育訓練」については、「努力義務」あるいは「一部禁止」だったものが「禁止」に、機会均等調停委員会での紛争調停は、双方の同意が必要だったものが、女性労働者などの一方の申請だけで受けられるように、企業が行うポジティブ・アクション(積極的格差是正措置・積極的改善措置)に対しては国が援助をする、セクシュアル・ハラスメントに対して事業主に配慮義務が課せられたことなどです。

テレワーク

通信ネットワークを利用して、オフィス以外の場所で働く労働形態のことを言います。

特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づいて、地方公共団体などが事業主の立場から、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう支援していくことを目的として策定する計画です。羽曳野市では平成 17(2005)年に策定しています。(301人以上の

労働者を雇用する事業主は、平成 16(2004)年度末までに「一般事業主行動計画」を策定し、平成 17(2005)年度以降、速やかに各労働局雇用均等室に届けなければならないとし、雇用する労働者が 300 人以下の事業主には同様の努力義務があります。)

ドメスティック・バイオレンス(DV)

一般的には、夫やパートナーなど親しい関係の男性から女性に対して向けられる暴力のことです。男性から女性への暴力として問題化されるのは、ドメスティック・バイオレンスが歴史的に形成された、男性の女性に対する政治的・経済的・社会的優位が、私的関係の中で発現したものとみなされているからです。暴力は、

- 1) 殴る、蹴るなどの身体的暴力
- 2) ことばで傷つける、無視、脅迫、女性関係等による精神的暴力
- 3) 女性から経済力を奪う経済的暴力
- 4) 女性を社会的に隔離したり行動を管理・制限したりする社会的暴力
- 5) 意に反するあるいは屈辱的な性関係の強要・避妊に協力しない等の性的暴力
- 6) 女性への暴力を子どもに見せる、あるいはその逆など、子どもを利用した暴力など、多様な形態をとります。

DV防止法(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」平成14(2002)年4月施行)

ドメスティック・バイオレンスの防止を目的として制定された法律です。この法律ができたことにより、これまでに「夫婦げんか」として見過ごされてきた家庭内での夫婦間の暴力が、公式に「犯罪」と認められることになりました。配偶者(事実婚を含む)から暴力を受けた場合、被害者は「配偶者暴力相談支援センター」「警察」「地方裁判所」にそれぞれ相談、通報、保護命令申し立てなどを行うことができます。

また、平成 16(2004)年 12 月には改正DV防止法が施行されました。改正DV防止法では、暴力の定義を精神的・性的暴力に広げ、保護命令の対象に離婚した元配偶者を含めたほか、加害者への「接近禁止命令」の対象に子どもが加えられています。

【な行】

ナイロビ将来戦略(「西暦 2000 年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」)

国際婦人の 10 年の最終年にあたる昭和 60(1985)年、これまでの活動の評価・見直しと今後に向けての行動計画をつくることを目的とした世界会議(ナイロビにて開催)においてまとめられました。その内容は、あらゆる角度から女性問題を分析し、女性の地位向上のための障害を克服する国内措置を詳しく示唆するものとなっています。

ノーマライゼーション

一般的には障害者や高齢者などの社会的に不利を受けやすい人々が地域の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方のことを言います。

【は行】

パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」平成5(1993)年12月施行)

パートターマーの適正な労働条件の確保、雇用管理の改善を目指した法律です。事業主が講ずべき措置として、労働条件の文書交付、就業規則の作成、雇用管理者の選任などが定められました。

バリアフリー

障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリアー)となるものを除去することをいいます。また、障害者等の社会参加をはばむ制度的、心理的な障害の除去という意味にも使われます。現在は、まちづくりや交通機関でもバリアフリー化が進んでいます。

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と子育てが両立できる様々な制度をもつなど、労働者の仕事と家庭の両立に十分配慮し、多様で柔軟な働き方の選択を可能にすることを経営の基本とし、その制度の利用者が多い企業を指します。

フレックスタイム就業制度

始業・終業の時刻やその日の労働時間の長さを各労働者が自由に決定できる就業制度のことです。一般的には、週あるいは月など一定期間における総労働時間を定めて、1日のうちで必ず就業する時間帯(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつ入社・退社してもよい時間帯(フレキシブルタイム)を設定した上で運用される制度です。

北京宣言及び行動綱領

第4回世界女性会議にて採択されたもので、12の重大問題領域にそって、女性のエンパワーメントのためのアジェンダ(予定表)を記しています。具体的には、「女性と貧困」「女性の教育と訓練」「女性の健康」「女性に対する暴力」「女性と武力闘争」「女性と経済」「権力及び意思決定における女性」「女性の地位向上のための制度的な仕組み」「女性の人権」「女性とメディア」「女性と環境」「女兒」から構成されています。

ポジティブ・アクション

積極的格差是正措置、あるいは積極的改善措置とも言い、社会の様々な分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

【ま行】

メディア・リテラシー

様々なメディアからの情報を主体的に選択し、読み解き、活用できる能力や、メディアを適切に選択し、発信できる能力のことを言います。

【ら行】

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）

平成6(1994)年にカイロで開かれた国際人口・開発会議において提唱された概念で、「いつ、何人子どもを産むか、産まないかを選択する自由」「安全で満足のいく性生活」「安全な妊娠・出産」「子どもが健康に生まれ育つこと」など、個人、特に女性の性や生殖に関する健康や権利を保障するという考え方です。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

労働基準法

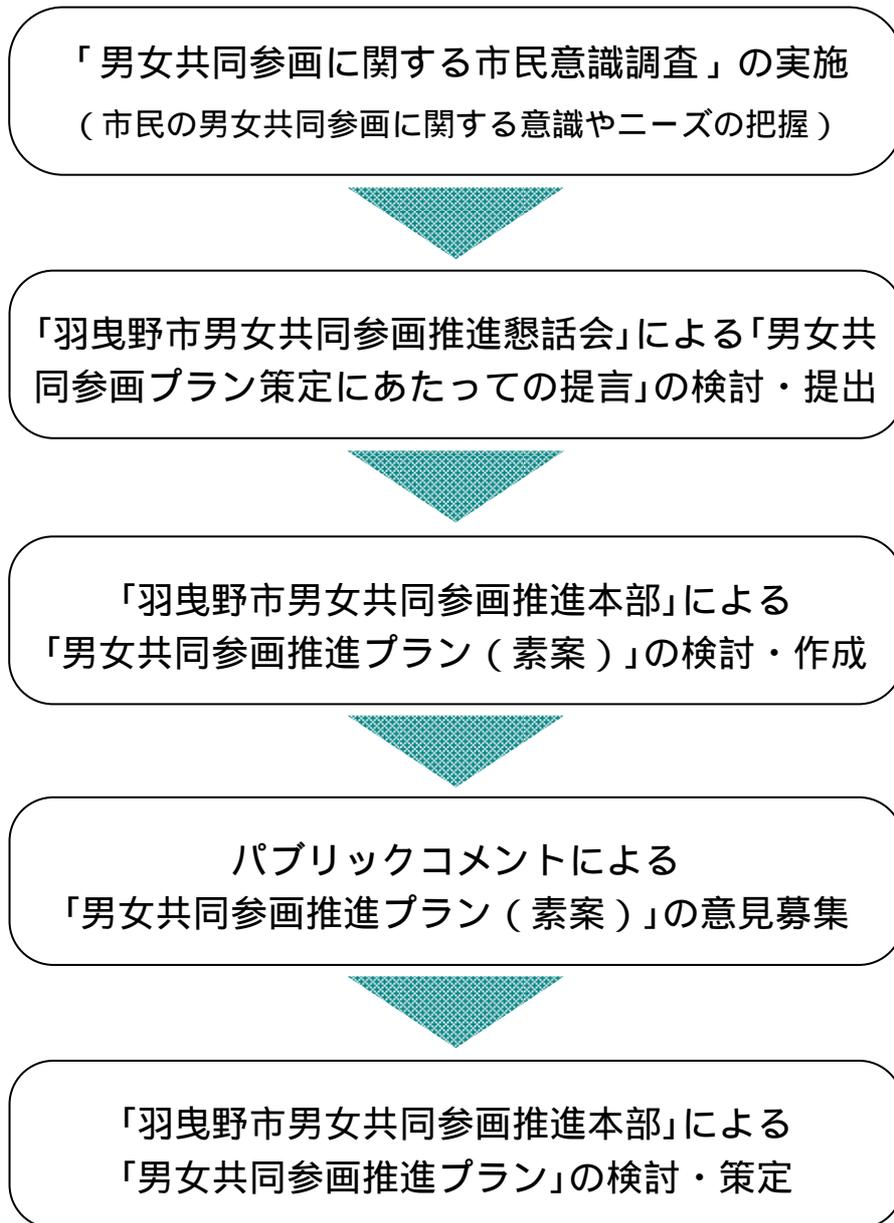
労働条件に関する基本法規であり、日本国憲法第27条第2項（勤労条件の基準）に基づき労働者が人たるに値する生活を営めることを目的として必要な労働条件の最低基準を定めた法律です。

労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」昭和61(1986)年7月施行）

派遣会社に雇用された派遣労働者が、派遣先企業の指揮命令のもとで、派遣業務に従事するという、労働者派遣事業の適正な運営と、その派遣労働者の就業条件の整備を目的とした法律です。平成16(2004)年に施行された「改正労働者派遣法」では、派遣受入期間の延長、派遣の対象となる職種の拡大といった点に変更され、派遣で働く環境が大きく改良されています。

資料編

1. 羽曳野市男女共同参画推進プラン策定経過



2. 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出

産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当

な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び

条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置を

とる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての

同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、

国際司法 裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

3. 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 第 1 2 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 1 3 条 第 2 0 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 2 1 条 第 2 8 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担

うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府

県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女

共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日 = 平成13年1月6日）

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了とする。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第1条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 前略 第1344条の規定 公布の日

(2) 略

4. 男女共同参画に関するあゆみ

	世界	国	大阪府	羽曳野市
昭和50年 (1975年)	第1回世界女性会議(メキシコシティ)開催			
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定		
昭和55年 (1980年)	第2回世界女性会議(コペンハーゲン)開催	「女子差別撤廃条約」署名		
昭和56年 (1981年)			第1期行動計画「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定	
昭和60年 (1985年)	第3回世界女性会議(ナイロビ)開催 「ナイロビ戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准		
昭和61年 (1986年)			「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画 21世紀をめざす大阪府女性プラン」策定	
昭和63年 (1988年)				羽曳野市女性対策連絡会議設置
平成元年 (1989年)				企画財政部企画課に女性政策係設置
平成3年 (1991年)			「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画 女と男のジャンプ・プラン」策定	
平成6年 (1994年)				女性問題に対する「市民意識調査」実施
平成7年 (1995年)	第4回世界女性会議(北京)開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	「家庭的責任を有する労働者条約(ILO156号条約)」批准		「はびきの女性プラン策定にともなう公聴会」開催
平成8年 (1996年)				「羽曳野市女性行動計画はびきのピーチプラン」策定

	世界	国	大阪府	羽曳野市
平成 11 年 (1999 年)		「男女共同参画社会 基本法」公布・施行		
平成 12 年 (2000 年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニ ューヨーク)開催	「男女共同参画基本 計画」策定		
平成 13 年 (2001 年)			「おおさか男女共同 参画プラン」策定	
平成 14 年 (2002 年)			「大阪府男女共同参 画条例」施行	
平成 17 年 (2005 年)		「男女共同参画基本 計画(第 2 次)」策定		
平成 18 年 (2006 年)			「改訂おおさか男女 共同参画プラン」策 定	羽曳野市男女共同 参画推進本部設置 「男女共同参画に関 する市民意識調査」 実施
平成 19 年 (2007 年)				「羽曳野市男女共同 参画プランの策定 にあたっての提言」 提出 「羽曳野市男女共同 参画推進プラン-第 2 期はびきのピー チプラン-」策定

5 . 羽曳野市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ効果的に施策を推進するため、羽曳野市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所管事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画社会形成の促進に関する施策（以下「推進施策」という。）の総合的な調査、企画及びその具体的な取り組みに関すること。

(2) 推進施策に係る総合調整に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長、副本部長には助役をもって充てる。

3 本部員は、市長公室長、総務部長、保健福祉部長、市民人権部長、生活環境部長、都市開発部長、教育次長、生涯学習部長を充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、本部の会務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議長となる。

2 推進本部の会議において必要と認めたときは、本部員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 所管事務に関する具体的事項について調査及び検討するため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。

3 幹事長は市民人権部長をもって充て、副幹事長は人権推進課長をもって充てる。

- 4 幹事長は、本部長の承認を得て幹事会を召集するとともに、幹事会の議長の任に当たる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事は秘書課長、人事課長、政策推進課長、総務課長、福祉総務課長、保健センター長、高年介護課長、こども財産課長、産業振興課長、学校教育課長、社会教育課長の職にある者及び本部長が指名する者をもって構成する。ただし、本部長は、必要があると認める場合は、幹事としてその他の職員を指名することができる。
- 7 幹事長は、必要があるとみとめたときは、幹事会の幹事以外の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 幹事長は、幹事会で検討した事項を必要に応じて、本部長に報告するものとする。
(実務担当部会)

第7条 幹事会に、実務担当部会(以下「担当部会」という。)を置く。

- 2 担当部会に部会長を置き、人権推進課長の職にある者を充てる。
- 3 担当部会は部会長及び人権推進課男女共同参画担当長、人事課人事研修担当長、政策推進課企画担当長、福祉医療課障害支援担当長、保健センター母子保健担当長、高年介護課企画調整担当長、こども財産課子育て支援担当長、産業振興課商工労働担当長、学校教育課教職員指導担当長、社会教育課生涯学習推進担当長の職にある者をもって組織する。ただし、本部長が必要と認めるときは、これらの職以外の職にある関係職員を担当部員とすることができる。
- 4 担当部会は、必要に応じて部会長が召集する。
- 5 部会長に事故あるときは、男女共同参画担当長が、その職務を代理する。
- 6 担当部会は、幹事長が指示した事項について調査及び研究・検討し、その結果を幹事長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第8条 本部長は、必要に応じて推進本部に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、市民人権部人権推進課において行う。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 5 月 16 日から施行する。

(羽曳野市女性政策連絡会議要綱の廃止)

2 羽曳野市女性政策連絡会議要綱 (昭和 63 年 7 月 1 日実施) は、廃止する。

羽曳野市男女共同参画推進プラン -第2期はびきのピーチプラン-

発行：羽曳野市

編集：羽曳野市市民人権部人権推進課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL 072-958-1111 FAX 072-958-8061 0500.07.4